

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「政府開発援助（ODA）に関する会計検査の結果について」

平成19年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成17年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、ODA事業の執行状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同月8日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。そして、当該要請により実施した会計検査の結果については、18年9月21日、会計検査院長から参議院議長に対して報告を行ったが、引き続き検査を実施する必要があるものの検査結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

本報告書は、上記の引き続き検査を実施することとしたものの会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成19年9月

会計検査院

目次

第1	検査の背景	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成15年度決算審査措置要求決議の内容	1
3	前回の会計検査の実施状況	3
第2	開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について	4
1	18年報告の概要	4
(1)	18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法	4
ア	18年報告の検査の対象、観点及び着眼点	4
イ	18年報告の検査の方法	4
(2)	18年報告の検査の結果に対する所見	5
2	JICAにおける委託契約の事務手続の概要	6
(1)	委託契約の締結	6
(2)	業務実施契約及び再委託契約	7
ア	業務実施契約	7
イ	再委託契約	7
3	19年次の検査における検査の対象、観点、着眼点及び方法	9
(1)	検査の対象	9
(2)	検査の観点及び着眼点	9
(3)	検査の方法	9
4	検査の結果	10
(1)	JICAとPCI等との委託契約11箇国13案件	10
ア	JICAから報告を受けたPCIの返還金額	10
イ	会計検査院の検査により新たに判明した事態	11
ウ	会計検査院が確認した返還金額	12
エ	11箇国13案件に係る再委託契約39件の事態の態様等	14
オ	18年報告の「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」等における返還の状況	19
カ	発生原因	19

(ア)	P C Iの業務主任者の精算の報告に対する本社の審査状況	19
(イ)	現地再委託経費の支払方法	20
キ	P C Iの再発防止策	21
(2)	J I C A等とP C I以外のコンサルタントとの委託契約に係る71案件96契約	22
ア	J I C Aの委託契約	22
(ア)	会計検査院が求めたJ I C A及びコンサルタントの調査の状況	22
(イ)	会計検査院の検査の状況	23
イ	J B I Cの委託契約	24
(ア)	J B I Cにおける再委託契約	24
(イ)	会計検査院が求めたJ B I Cの調査の状況	25
(ウ)	会計検査院の検査の状況	25
(3)	J I C Aにおける再発防止策の実施状況等	26
5	検査の結果に対する所見	27
第3	スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について	29
1	18年報告の概要	29
(1)	18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法	29
ア	18年報告の検査の対象	29
イ	18年報告の検査の観点及び着眼点	29
ウ	18年報告の検査の方法	30
(2)	18年報告の検査の結果に対する所見	30
2	19年次の検査における検査の対象、観点、着眼点及び方法	32
(1)	検査の対象	32
(2)	検査の観点及び着眼点	32
(3)	検査の方法	32
3	検査の結果	33
(1)	3箇国に対するノンプロ無償資金協力事業の概要	33
ア	ノンプロ無償資金協力事業の制度的枠組み	33
イ	事業の実施手順	33
ウ	援助の実施	34

(2) ノンプロ無償資金協力事業の実施状況	35
ア インドネシア共和国	35
(ア) 事業の概要	35
(イ) 資金の執行状況	37
(ウ) 案件に係る契約の進ちよく状況	39
イ モルディブ共和国	42
(ア) 事業の概要	42
(イ) 資金の執行状況	43
(ウ) 案件に係る契約の進ちよく状況	46
ウ スリランカ共和国	48
(ア) 事業の概要	48
(イ) 資金の執行状況	49
(ウ) 案件に係る契約の進ちよく状況	51
エ 外務省におけるノンプロ無償資金協力事業の実施に関する評価等	54
4 検査の結果に対する所見	54
別表1 締結された契約の内訳（インドネシア共和国）	57
別表2 締結された契約の内訳（モルディブ共和国）	65
別表3 締結された契約の内訳（スリランカ共和国）	67

第1 検査の背景

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)

(二)検査の内容

政府開発援助(ODA)についての次の各事項

1 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

特に

- ・対コスタリカODAにおける株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に係る不祥事の概要、同種事案の有無
- ・外務省、JICA及びJBICのPCI等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況

2 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について

3 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

2 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

12 ODAにおける不正事案について

昨年9月、コスタリカへのODA事業「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」で、同国政府機関「国土地理院」への再委託料として(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に支払われた約231,000ドル(約2,500万円)のう

ち、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル（約1,800万円）が政府機関の口座に入金されないまま使途不明になっていることが、独立行政法人国際協力機構（JICA）の調査で明らかになった。JICAは、「不正又は不誠実な行為」があったとして、同年12月、指名停止6か月の処分を行った。なお、PCIは、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル（プラス利息分）を今年1月JICAに返還した。

上記事案を受けてJICAは、PCIが過去5年間に受注した類似の案件について調査を実施し、本委員会においてその結果を聴取した。それによれば、調査の結果4か国4案件において実態と異なる再委託契約を行いJICAに対して不正な請求を行っていたことが新たに判明したことを踏まえて、JICAはPCIに対して新たに9か月の指名停止措置をとり、不正請求額合計1,527万円相当及び利息分の返還を請求した。

ODAの実施に際して、再度開発コンサルタント会社の不祥事が起きることのないよう、外務省は、再発防止のためにより透明性の高い事業を遂行するように指導監督すべきであり、またJICAは、再委託契約手続の各段階を見直して、再委託先に関する情報のJICA在外事務所への報告の徹底、入札時の同事務所員による立会いの励行、再委託契約にかかわるすべての会計書類のJICAへの提出、JICA在外事務所が設置されていない地域への現地調査団派遣など監督体制強化の措置を講ずべきである。

PCIを始めとするODAに関するコンサルタント会社への委託業務についての会計検査については、過去に不正事案がなかったかなどの実態を十分に調査した上、実施すべきである。

13 草の根・人間の安全保障無償について

グローバル化が急進する中、感染症、環境問題といった国境を超える問題が世界中で広がっている。また、多発する地域紛争や経済的な要因により、難民や国内避難民などの非自発的な人の移動が大きな問題となっている。こうした問題を克服するためには、人間の生存、生活、尊厳を直接に脅かす深刻かつ広範な脅威から人々を保護し、個人やコミュニティが自立するための能力を育成することが必要である。これが

「人間の安全保障」の考え方であり、我が国は、人間の安全保障分野における取組を推し進めるために、1999年3月国連に「人間の安全保障基金」を設置し、積極的に支援を行ってきた。

平成15年度予算から、開発途上国の現地住民に直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得てきている草の根無償資金協力（平成14年度予算100億円）に、人間の安全保障の考えをより強く反映させ、「草の根・人間の安全保障無償」として、主にN G Oを被供与団体とし、迅速な実施が求められる緊急の支援にも対応していくこととした（平成15年度草の根・人間の安全保障無償資金協力予算150億円）。

供与限度額の原則1,000万円以下は草の根無償資金協力時と変更はないが、最大供与額を従来の5,000万円から1億円に引き上げた。

政府は、15年度から実施した「草の根・人間の安全保障無償」について、それまでの草の根無償と比較して、その意義、効果等について調査・検討する必要がある。

15 スマトラ沖地震に対する緊急援助の実施状況について

昨年末に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に関し、我が国は5億ドルを限度とする協力を関係国及び国際機関等に対して無償で供与することを決定した。このうちの半分の2億5,000万ドルはユニセフ、世界食糧基金等の国際機関経由で、残りの2億5,000万ドルはインドネシア、スリランカ等の被災国に直接送金されている。しかし、後者の二国間供与分については、資金が相手側に届いているにもかかわらず、調達がまだ実施されていない部分がある。

政府は、今後の緊急支援においてその趣旨が生かされないというものがないよう、スマトラ沖地震に関し緊急支援として供与した援助について、その実施状況を調査する必要がある。

3 前回の会計検査の実施状況

前記の要請により実施した会計検査の結果について、18年9月21日、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「18年報告」という。）。

18年報告のうち、「第2 開発コンサルタント、N P O等への委託契約の状況について」及び「第4 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について」は、18年報告の検査の

結果に対する所見において、引き続き検査を実施する必要があるものの検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

第2 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

1 18年報告の概要

(1) 18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法

18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法は、次のとおりである。

ア 18年報告の検査の対象、観点及び着眼点

会計検査院は、18年次において、開発コンサルタント会社、特定非営利活動法人（Non Profit Organization。以下「NPO」という。）等（以下、これらを総称して「コンサルタント」という。）への委託契約の状況について、我が国の援助実施機関である外務省、国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。）及び独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。）が12年度から16年度までの5年間にコンサルタントと締結した事務・業務の委託契約を対象として検査した。

JICAがコスタリカ共和国（以下「コスタリカ」という。）で実施した開発調査「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」において、JICAが株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（以下「PCI」という。）と締結した委託契約に係る業務の一部の再委託契約の実施に関し不祥事が発覚した。この不祥事は、PCIがコスタリカ国土地地理院と締結した再委託契約に係る経費の一部が用途不明となったというものである。会計検査院は、JICAに対して事実関係及び現地における調査の結果について説明を求めるとともに、合規性等の観点から、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。

また、同種事案の有無については、JICA及びJBIC（以下「JICA等」という。）がPCIと締結した委託契約のうち、現地で再委託契約が締結されているもののすべてを対象とし、現地における調査をJICA等に求めるとともに、合規性等の観点から、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。さらに、PCI以外のコンサルタントと締結した契約についても、PCIに対すると同様の現地における調査を行うようJICA等に求めた。

イ 18年報告の検査の方法

会計検査院は、18年次に、外務本省、J B I C本店、J I C A本部等において、会計実地検査を行い、我が国の援助実施機関がコンサルタントと締結した委託契約の状況について、各援助実施機関から決算書等の関係書類に基づき業務実施等に関する説明を聴取した。

対コスタリカ O D Aにおける P C Iに係る不祥事や同種事案の有無については、J I C A等から委託契約書、P C Iから提出された再委託契約書、領収書、成果品等関係する証憑の提示を受けるなどして国内での書類審査の状況を聴取するとともに、J I C A等に対し現地での再委託先に対する調査を実施するよう求めた。

また、P C Iに対しては、本社に赴き、社員から社内の会計処理について関係書類に基づき説明を聴取し、また、同社が保存している本件「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」に関する銀行の出入金の記録等の証憑を精査するなどして実地に検査した。

さらに、会計検査院は、コスタリカに職員を派遣し、再委託先等の関係者から事情を聴取するとともに、関係書類を確認した。

(2) 18年報告の検査の結果に対する所見

18年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

O D Aにおいては、対象となる分野が多岐にわたっており、高い技術力と援助ニーズの多様化に伴う専門性が従来にも増して要求されていることから、コンサルタントの果たす役割とそれに対する信頼が不可欠となっている。特に、J I C Aが開発調査等を実施するためにコンサルタントと締結する業務実施契約においては、その過半において再委託契約が締結される現状となっている。そうした中で、コンサルタントが現地で締結した再委託契約の精算に当たって、J I C Aにおいて、対コスタリカ O D Aの P C Iに係る不祥事が発覚し、さらに、4箇国4案件について適正を欠く事態があり、また、J B I Cにおいて1箇国2案件について適切でなかった事態があったことは遺憾である。

コンサルタントは、J I C Aから事前に承認を得て現地で再委託契約を締結することとされていたが、J I C Aは、承認後は、再委託先及び再委託契約の実施状況の把握を十分行っていなかった。上記の事態を踏まえ、J I C Aは、ガイドラインを定め、再委託契約締結後の契約の確認の徹底と再委託契約業務完了後の第三者機

関による抽出検査の導入等を図っているところである。また、JBICは、運用指針に則した精算を行うよう指導を徹底しているところである。

JICA等においては、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約についてガイドライン等に沿って、適正な契約の履行の確保に徹底を期する必要がある。また、外務省においては、このような事態が生じることがないように、JICA等に対し指導監督等を十分に行う必要がある。

会計検査院としては、今後とも、ODAに関するコンサルタントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA等が講じた再発防止策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き注視していく。

そして、今回の検査によって、再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることが判明したJICAとPCIとの委託契約に係る11箇国13案件については、今後、JICAによる精査の結果の報告を踏まえ、引き続き検査を実施する必要がある。

また、PCI以外のコンサルタントとの委託契約について、現地での再委託契約の精算の適否について報告を求めたところ、JICAでは39箇国における20コンサルタントに係る60案件、JBICでは7箇国における8コンサルタントに係る11案件の再委託契約の精算の適否について、特に問題がなかった旨の報告を受けている。これらの71案件については、JICA等の報告における調査内容を検証する必要がある。

したがって、これらPCIに係る13案件の検査及びPCI以外のコンサルタントに係る71案件の検証の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

2 JICAにおける委託契約の事務手続の概要

(1) 委託契約の締結

JICAは、「独立行政法人国際協力機構会計規程」（15年規程（経）第9号）、「一般契約事務取扱細則」（15年細則（調）第8号）等を制定し、その規定に従って契約業務を行っている。さらに、「コンサルタント等契約事務取扱細則」（15年細則（調）第9号。以下「取扱細則」という。）を制定し、コンサルタントと締結する業務

実施契約等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めている。

(2) 業務実施契約及び再委託契約

ア 業務実施契約

業務実施契約の事務の取扱いは次のとおりである。

(ア) JICAがコンサルタントと締結する業務実施契約書には、次のような条項が設けられている。

受注者は、同契約書の附属書である共通仕様書、特記仕様書、契約金額の内訳書及び業務従事者名簿に従い調査を実施しなければならない。

受注者は、業務従事者名簿において、業務主任者を定めなければならない。そして、業務主任者は業務の実施についての総括管理をつかさどる。

受注者は、業務完了後遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書、成果品及び契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。また、契約金額の精算については、受注者は、精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し、発注者の確定を求めなければならない。

発注者は、精算報告書を検査の上、契約金額の範囲内において契約金額を精算することにより、金額を確定し、これを受注者に通知しなければならない。

(イ) 軽微な金額の変更の場合を除き、コンサルタントの裁量による流用は認めない取扱いとされている。ただし、再委託契約については、17年12月に制定した「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（JICA調達部制定。以下「ガイドライン」という。）において、一つの業務実施契約内で複数の再委託を行う場合、再委託契約の締結前であれば、コンサルタントの裁量で、再委託契約経費の総額内において流用を認めることとされている。

イ 再委託契約

JICAの事業担当部は、事前調査において、本格調査の内容の検討を行っており、本格調査で業務の一部を再委託する必要性が認められる場合は、業務実施能力等の視点から再委託先を検討し、可能な範囲で価格調査等を行っている。そして、事前調査の結果や類似業務の実績に基づき、必要に応じて再委託業務の経費の見積りを行い、本格調査の実施計画書を作成している。また、再委託を認める業務については、その旨を業務指示書に明記し、これをコンサルタントに配付している。そ

の後コンサルタントが再委託を希望する場合は技術提案書において再委託を提案することになる。

コンサルタントが契約書の附属書である共通仕様書に基づき作成する業務計画書には、業務の実施方針のうち、その他項目として再委託業務の仕様を示すこととされている。この仕様書に示されていない再委託業務は、精算の際に経費の対象と認められない。

発注者である J I C A は、契約の適正な履行を確保するため、監督職員、分任監督職員を定めることとされている。そして、この監督職員等は、J I C A が定める「コンサルタント等契約に係る監督・検査に関する取扱要領」により、「発注者があらかじめ権限を与えた範囲における業務計画書の変更及び再委託契約についての協議」や「緊急時における業務計画書の変更及び再委託契約についての協議」を行うことができることとされている。

J I C A は、受注者が調査業務の一部の実施を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができることとされている。

そして、以前は、開発調査を受注したコンサルタントは、調査の一部を再委託する場合、仕様書を作成し、J I C A の承認を得た後に3社の見積りを徴し、技術力（業務実施能力）及び価格を考慮して再委託先を選定し、J I C A にその結果を報告するとともに、現地再委託契約書の案を提出して、J I C A から承認を得た後に再委託契約を締結することとされていた。

その後、17年12月に制定されたガイドラインにおいて、上記のコンサルタントは、再委託契約のための仕様書の作成、再委託先の選定、再委託契約の締結等を自らの責任の下で行うこととされた。

なお、現地に適切な再委託先がなくコンサルタントが自ら調査を行うこととなったり、当初予定していなかった新たな調査の必要が生じたりしたなどの場合には、J I C A と協議の上、再委託に関し契約の変更を行うこととなる。

J I C A に提出する精算報告書には、再委託契約の精算書類として、再委託契約書（写し）、再委託先からの請求書及び領収書を添付することとされている。J I C A は、精算報告書の確認時にこれらの内容を審査確認し、再委託契約書に基づきコンサルタントから再委託先に支払がなされたかを確認することとなっている。

3 19年次の検査における検査の対象、観点、着眼点及び方法

(1) 検査の対象

18年報告の検査の結果に対する所見において、引き続き検査するとした次の案件を対象として検査した。

ア JICAがPCIと締結した委託契約について、現地での再委託契約が締結されているもののすべてを対象として現地での再委託契約の精算の適否を調査するようJICAに求めたところ、再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることが判明した11箇国13案件

イ JICA等がPCI以外のコンサルタントと締結した委託契約について、現地での再委託契約の精算の適否を調査するようJICA等に求めたところ、特に問題がなかった旨の報告を受け、その内容を検証する必要があるとした71案件

(2) 検査の観点及び着眼点

ア JICAとPCIとの委託契約11箇国13案件については、合規性等の観点から、JICAが各案件の再委託契約の精査を行ってPCIから返還を受けたと報告してきた返還金額について、その適否等に着眼して検査した。

イ JICA等とPCI以外のコンサルタントとの委託契約に係る71案件96契約については、合規性等の観点から、JICA等の再委託契約に関する調査内容及びその精算の適否等に着眼して検査した。

(3) 検査の方法

ア JICAとPCIとの委託契約に係る11箇国13案件の検査の方法

11箇国13案件に係る返還金については、JICA本部において会計実地検査を行い、PCIから提出を受けていた精算報告書及びJICAが再委託先を現地で調査した際に徴した領収書等の関係資料の提出を受けるなどして検査した。また、PCIの本社に赴き、PCIの社員から、JICAへ提出した精算報告書の作成方法、社内の経理処理等について説明を聴取し、これに係る書類の提示を受けるなどして実地に検査した。

イ JICA等とPCI以外のコンサルタントとの委託契約に係る71案件の検査の方法

JICAの委託契約に係る60案件85契約については、JICA本部において会計

実地検査を行い、JICAから再委託契約に関する調査内容の説明を聴取するとともに、コンサルタントに赴くなどして再委託契約に関する調査の内容、JICAに対する精算及び社内の経理処理の説明を聴取し、支払に係る関係書類の提示を受けるなどして、実地に検査した。また、タイ王国、インドネシア共和国及びグアテマラ共和国の各国に職員を派遣して、再委託先の協力の下に再委託先に対し実地に調査した。

JBICの委託契約に係る11案件11契約については、JBIC本店において会計実地検査を行い、再委託契約に関する調査内容について説明を聴取し、JBICが再委託先を現地で調査した際に再委託先で徴した領収書等の関係書類の提出を受けるなどして検査した。また、タイ王国及びインドネシア共和国に職員を派遣して、再委託先の協力の下に再委託先に対し実地に調査した。

会計検査院は、19年次に実施した本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、102.5人日を要して、外務本省、JBIC本店、JICA本部等に対する会計実地検査及び上記の3箇国における現地調査を行った。

4 検査の結果

(1) JICAとPCI等との委託契約11箇国13案件

ア JICAから報告を受けたPCIの返還金額

(ア) 18年報告では、JICAとPCIとの委託契約について、次のように記述した。

「会計検査院は、12年度から16年度までにJICAがPCIと締結した業務実施契約のうち、再委託契約が締結されているものすべてを対象として、JICAに対し、国内において会計書類を再度審査するとともに、再委託先に赴くなどして、現地で調査を実施し、その結果を報告するよう求めた。(中略)その結果、新たに11箇国13案件に係る再委託契約36件で、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在したり、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と実際には契約が締結されていなかったりして、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でなかったものがあった。(中略)今後、JICAは、PCIとの業務実施契約で経理処理や精算手続が適切でなかった11箇国13案件について、PCIが実施した業務の内容、証憑等の精査を引き続き行い、返還請求の要否の検討及びその額の確定をすることにしてい

る。」

(イ) 18年報告の後に、JICAにおいてこれらの再委託契約について精査した結果、実際の再委託契約の金額が確定するなどしたため、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でない再委託契約の件数は、ナイジェリア連邦共和国の案件の再委託契約が2件増え、36件から38件となった。そして、JICAは、再委託契約ごとの契約金額を上限として精算を行った精算金額と精査の結果判明した支払金額との差額を返還金額として認定することとした。また、JICAは、コスタリカの「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」等と同様に、PCIがJICAと協議を行うことなく、JICAとPCIとの契約に基づく仕様書で示された再委託業務をPCI自ら行ったり、仕様書で示されていない業務を行ったりした場合は、それらの経費は委託経費と認めないこととした。

JICAは、上記38件のうち、精算金額を上回る支払が行われていたことから返還を要しなかった3件を除いた35件について、PCIに対し、不正請求額計85,576,635円及び利息分等の返還を請求し、18年10月27日までにPCIから117,663,041円を返還させた。

イ 会計検査院の検査により新たに判明した事態

会計検査院は、JICA本部において会計実地検査を行い、PCIから提出を受けた精算報告書及びJICAが現地調査で徴した領収書等の関係資料の提出を受けて上記の返還金額について検査した。また、PCIの本社に赴き、PCIの社員から、JICAへ提出した精算報告書の作成方法等や社内の経理処理について説明を聴取し、これに係る書類の提示を受けるなどして実地に検査した。

今回の検査で、JICAがPCIから返還を受けた上記の11箇国13案件に係る再委託契約35件のうちPCIが適切でない経理処理や精算手続を行っていたのは34件であり、トルコ共和国の「イスタンブール地震防災計画基本調査（第2年次）」に係る地質データベース構築の1件については、PCIと共同企業体を構成していた応用地質株式会社（以下「応用地質」という。）が適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明した。

会計検査院は、上記のとおり、応用地質が再委託契約に関し適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明したため、応用地質が12年度から16年度の間JICAと契約した業務実施契約のうち、再委託契約が締結されているもの4案件7

契約（応用地質が15年3月に営業譲渡したコンサルタントに係る1案件1契約を含む。）について実地に検査した。

その結果、11箇国13案件に含まれるトルコ共和国の13年度の「イスタンブール地震防災計画基本調査（第1年次）」（契約金額226,783,200円）に係るボーリング、土質試験、物理探査の再委託契約において、次のとおり、JICAが応用地質に対して4,841,881円を過大に支払っていると認められる事態が、前記35件のほか更に1件判明した。

すなわち、応用地質は、PCIと共同企業体を構成してこの調査を実施していた。応用地質は、ボーリング等の再委託契約について450,100米ドルを支払ったとして、共同企業体の代表者であるPCIを通じて、精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付してJICAに提出し、JICAはこの額で精算を行っていた。

検査したところ、実際は、PCIを通じてJICAに提出された領収書は偽造されたものであり、応用地質は再委託契約書記載の額よりも少額の支払に関する書類を保存していて、応用地質が再委託先に実際に支払った金額は410,728.71米ドルであった。

したがって、本件再委託契約は精算金額に比べ39,371.29米ドル低額で実施されており、JICAは応用地質に対し4,841,881円（39,371.29米ドル相当）を過大に支払っていたと認められる。

JICAでは、19年8月末現在、共同企業体の代表者であるPCIに対し、不正請求額4,841,881円及び利息分等の返還を請求することとした。

ウ 会計検査院が確認した返還金額

会計検査院は、JICAが精査し返還を受けた11箇国13案件に係る再委託契約35件（うち1件は応用地質の再委託契約）及び上記応用地質の再委託契約1件、計36件（PCIの再委託契約34件、応用地質の再委託契約2件）について検査し、その返還金額計90,418,516円の妥当性について確認した（表1参照）。

表1 P C I 及び応用地質に係る経理処理や精算手続が適切でなかった11箇国13案件に係る返還金額 (単位: 円)

国名	案件名	年度	契約金額	再委託契約				返還金額				
				件数	合計金額	18年報告において経理処理や精算手続が適切でなく今後支払内容の精査を必要とするとしていたもの						
						件数	内容注(1)		金額			
イラン	ガラス川沿岸農業基盤整備計画調査	第1年次	14	49,480,200	2件	1,349,000	2件	土壌調査 水質調査	862,000	862,855		
		第2年次	15	110,140,800	2件	4,424,000	1件	農村社会及び市場調査	418,000	418,040		
	ゴルガン平原かんがい排水及び農業開発計画調査	第1年次	13	46,226,250	3件	1,754,000	3件	雨量計・水位計設置 水質調査 土壌調査	859,000 267,000	859,033 267,546		
		第2年次	14	104,422,500	2件	968,000	2件	農村社会及び市場調査 平面図作成	816,000 58,000	816,540 58,975		
		ウガンダ	第2次地方給水計画基本設計調査	第1年次	14	34,127,100	1件	5,211,000	1件	自然条件調査	788,000	788,242
		エジプト	大カイロ都市圏総合交通計画調査フェーズ2	第1年次	14	158,631,900	4件	16,276,000	1件	道路交通調査	2,785,000	2,675,510
コロンビア	ボゴタ首都圏防災対策基本計画調査	第2年次	13	310,119,600	3件	18,731,000	2件	建物・地域社会経済調査 デジタルマップ作成	3,423,000 6,832,000	3,329,741 750,165		
スロバキア	ザーホラスカ低地持続的農業開発支援調査	第1年次 その1	13	162,873,900	1件	971,000	1件	G I S 構築	590,000	0		
		第2年次	14	140,383,950	1件	2,346,000	1件	土地利用実態調査	2,198,000	2,080,860		
セントクリストファー・ネイビス	バセテール漁業複合施設建設計画基本設計調査		12	32,892,300	2件	5,303,000	2件	土質調査 測量調査	1,407,000 82,000	442,456 69,080		
トルコ	イスタンブール地震防災計画基本調査	第1年次	13	226,783,200	4件	95,566,000	4件	建物現況調査	4,509,000	4,509,720		
								G I S データベース構築	4,384,000	4,384,450		
		第2年次	14	109,786,950	2件	14,135,000	2件	既存データ購入費	3,624,000	3,624,606		
								ボーリング、土質試験、物理探査	-	4,841,881		
ナイジェリア	オヨ州給水衛生改善計画基本設計調査	第1年次	13	84,189,000	6件	30,090,000	3件	物理探査(追加分) 注(2)	-	0		
								社会経済調査	840,000	840,000		
								試掘 注(2)	-	1,040,050		
ブラジル	グアナバラ湾の環境に関する管理及び改善調査	第2年次	14	258,871,200	2件	14,737,000	1件	水質調査	7,405,000	7,405,440		
	トカンチンス州北部地域農牧開発計画調査	第2年次	12	328,515,600	3件	22,952,000	3件	初期環境調査	6,024,000	2,768,025		
								農産物市場調査	9,063,000	2,225,275		
ベトナム	中部地域観光総合開発計画調査	第1年次	12	132,642,300	2件	8,320,000	1件	観光市場調査	921,000	921,395		
		第2年次	13	226,345,350	3件	11,420,000	3件	社会・経済影響調査	662,000	750,191		
								数値化及び編集	1,320,000	1,320,948		
ラオス	保健・医療サービス改善計画調査	第2年次	13	271,029,150	6件	32,719,000	6件	G I S 構築	949,000	0		
								施設・機材調査	5,839,000	5,756,830		
								ケースマネジメントを中心とした医療サービス調査	4,048,000	4,001,947		
								P H C プログラムの実施現況調査	1,585,000	1,585,993		
								村落レベル世帯調査	11,044,000	11,007,170		
								栄養状況及び主要疾患の疫学調査	7,896,000	7,826,230		
11箇国	13案件	-	2,787,461,250	49件	287,272,000	39件 注(3)	103,654,000	90,418,516				

注(1) 「再委託契約」の「内容」欄において を付したものは、応用地質に係る案件である。また、 を付していないものは、P C I に係る案件である。

注(2) 物理探査(追加分)及び試掘の2件については、実際の再委託金額が不明であったり、差額が生じていなかったりしているとの報告をJ I C A から受けていたため、18年報告では記述していなかったが、J I C A の精査の結果、返還金額が確定したとして報告があったもの。

注(3) 39件には、J I C A が返還を受けたもの36件及び返還すべき差額が生じなかったもの3件がある。

エ 11箇国13案件に係る再委託契約39件の事態の態様等

11箇国13案件に係る再委託契約39件の適切を欠く事態について、態様別に示すと以下のとおりである。

(ア) 再委託業務が精算金額に比べ低額で実施されていたもの 27件

JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書等が存在していて、これに基づき実際の支払が行われているため、再委託業務が、実際には精算金額に比べ低額で実施されていた。

<事例1>

14年度 ウガンダ共和国：第2次地方給水計画基本設計調査（第1年次）

（ 契約金額34,127,100円
再委託件名：自然条件調査 ）

PCIは、自然条件調査の再委託契約について42,000米ドルを支払ったとして、精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付してJICAに提出し、JICAはこの額で精算を行っていた。

しかし、実際は、JICAに提出されていた再委託契約書及び領収書は偽造されたものであり、JICAに提出されていた再委託契約書記載の額よりも少額の35,568米ドルの再委託契約書を再委託先が保存していて、PCIが再委託先に実際に支払った金額は35,568米ドルであった。

したがって、本件再委託契約は精算金額に比べ6,432米ドル低額で実施されており、JICAはPCIに対し788,242円（6,432米ドル相当）を過大に支払っていたと認められる。

(イ) 再委託業務が実施されていなかったもの 9件

再委託契約が、実際には締結されておらず、当該再委託業務が実施されていなかった。

<事例2>

12年度 ブラジル連邦共和国：トカンチンス州北部地域農牧開発計画調査（第2年次）

（ 契約金額328,515,600円
再委託件名：農村社会調査 ）

PCIは、農村社会調査の再委託契約について70,800米ドルを支払ったとして、

精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付してJICAに提出し、JICAは再委託経費の上限額である70,548.13米ドルにより精算を行っていた。

しかし、実際は、JICAに提出されていた再委託契約書及び領収書は偽造されたものであり、JICAに提出されていた再委託契約書記載の再委託先とは再委託契約が締結されておらず、委託契約書に基づく再委託先による再委託業務が実施されていなかった。

したがって、本件再委託業務は再委託先により実施されておらず、JICAは、PCIに対し7,658,340円(70,548.13米ドル相当)を過大に支払っていたと認められる。

(ウ) 返還すべき差額が生じなかったもの

3件

再委託先により再委託契約の金額より低額で再委託業務が実施されるなどしていたが、別途、仕様書に定められた再委託業務の一部を再委託先以外の者が実施しているなどして、前記のとおり精算金額を上回る支払が行われていたことから、結果としてJICAのPCIに対する過大な支払とはなっていなかった。以上を再委託契約ごとに示すと、表2のとおりである。

表2 11箇国13案件の態様

(単位:円)

国名	案件名	再委託契約内容	返還金額	事態の態様			
				(ア)	(イ)	(ウ)	
イラン	ガラス川沿岸農業基盤整備計画調査	第1年次	土壌調査	862,855			
			水質調査				
		第2年次	農村社会及び市場調査	418,040			
	ゴルガン平原かんがい排水及び農業開発計画調査	第1年次	雨量計・水位計設置	859,033			
			水質調査	267,546			
			土壌調査				
第2年次		農村社会及び市場調査	816,540				
		平面図作成	58,975				
ウガンダ	第2次地方給水計画基本設計調査	第1年次	自然条件調査	788,242			
エジプト	大カイロ都市圏総合交通計画調査フェーズ2	第1年次	道路交通調査	2,675,510			
コロンビア	ボゴタ首都圏防災対策基本計画調査	第2年次	建物・地域社会経済調査	3,329,741			
			デジタルマップ作成	750,165			
スロバキア	ザーホラスカ低地持続的農業開発支援調査	第1年次 その1	G I S 構築	0			
		第2年次	土地利用実態調査	2,080,860			
セントクリストファー・ネーヴィス	バセテール漁業複合施設建設計画基本設計調査		土質調査	442,456			
			測量調査	69,080			
トルコ	イスタンブール地震防災計画基本調査	第1年次	建物現況調査	4,509,720			
			G I S データベース構築	4,384,450			
			既存データ購入費	3,624,606			
			ボーリング、土質試験、物理探査	4,841,881			
		第2年次	G I S データベース構築	2,136,695			
			地質データベース構築	1,842,225			
ナイジェリア	オヨ州給水衛生改善計画基本設計調査	第1年次	物理探査(追加分)	0			
			社会経済調査	840,000			
			試掘	1,040,050			
ブラジル	グアナバラ湾の環境に関する管理及び改善調査	第2年次	水質調査	7,405,440			
	トカンチンス州北部地域農牧開発計画調査	第2年次	初期環境調査	2,768,025			
			農産物市場調査	2,225,275			
			農村社会調査	7,658,340			
ベトナム	中部地域観光総合開発計画調査	第1年次	観光市場調査	921,395			
		第2年次	社会・経済影響調査	750,191			
			数値化及び編集	1,320,948			
			観光市場調査	552,062			
ラオス	保健・医療サービス改善計画調査	第2年次	G I S 構築	0			
			施設・機材調査	5,756,830			
			ケースマネジメントを中心とした医療サービス調査	4,001,947			
			P H C プログラムの実施状況調査	1,585,993			
			村落レベル世帯調査	11,007,170			
			栄養状況及び主要疾患の疫学調査	7,826,230			
合 計				90,418,516	27件	9件	3件

(注) 事態の態様は以下のとおりである。

(ア) 再委託業務が精算金額に比べ低額で実施されていたもの

(イ) 再委託業務が実施されていないもの

(ウ) 返還すべき差額が生じなかったもの

なお、JICAが精査した再委託契約38件について、18年報告で経理処理や精算
手続が適切でなく今後支払内容の精査を必要とするものとして示した金額（以下
「18年報告の金額」という。）と今回算出された返還金額とを再委託契約ごとに比
較すると、表3のとおり開差が生じている。

表3 18年報告の金額と今回算出した返還金額との開差及びその理由

(単位：円)

国名	案件名	再委託契約内容	18年報告の金額 (A)	返還金額 (B)	18年報告の金額との開差額 (C) = (B) - (A)	開差が生じている理由				
イラン	ガラス川沿岸農業基盤整備計画調査	第1年次	862,000	862,855	855					
		第2年次	418,000	418,040	40					
	ゴルガン平原かんがい排水及び農業開発計画調査	第1年次	雨量計・水位計設置	859,000	859,033	33				
			水質調査	267,000	267,546	546				
		第2年次	農村社会及び市場調査	816,000	816,540	540				
			平面図作成	58,000	58,975	975				
ウガンダ	第2次地方給水計画基本設計調査	第1年次	788,000	788,242	242					
エジプト	大カイロ都市圏総合交通計画調査フェーズ2	第1年次	2,785,000	2,675,510	-109,490					
コロンビア	ボゴタ首都圏防災対策基本計画調査	第2年次	3,423,000	3,329,741	-93,259					
		デジタルマップ作成	6,832,000	750,165	-6,081,835					
スロバキア	ザーホラスカ低地持続的農業開発支援調査	第1年次 その1	590,000	0	-590,000					
		第2年次	2,198,000	2,080,860	-117,140					
セントクリストファー・ネイビス	バセテール漁業複合施設建設計画基本設計調査	第1年次	1,407,000	442,456	-964,544					
		測量調査	82,000	69,080	-12,920					
トルコ	イスタンブール地震防災計画基本調査	第1年次	建物現況調査	4,509,000	4,509,720	720				
			G I Sデータベース構築	4,384,000	4,384,450	450				
			既存データ購入費	3,624,000	3,624,606	606				
		第2年次	G I Sデータベース構築	2,138,000	2,136,695	-1,305				
			地質データベース構築	1,842,000	1,842,225	225				
ナイジェリア	オヨ州給水衛生改善計画基本設計調査	第1年次	物理探査(追加分)	-	0	0				
			社会経済調査	840,000	840,000	0				
			試掘	-	1,040,050	1,040,050				
ブラジル	グアナバラ湾の環境に関する管理及び改善調査	第2年次	7,405,000	7,405,440	440					
		トカンチンス州北部地域農牧開発計画調査	第2年次	6,024,000	2,768,025	-3,255,975				
	第2年次		9,063,000	2,225,275	-6,837,725					
ベトナム	中部地域観光総合開発計画調査	第1年次	観光市場調査	921,000	921,395	395				
			社会・経済影響調査	662,000	750,191	88,191				
		第2年次	数値化及び編集	1,320,000	1,320,948	948				
			観光市場調査	491,000	552,062	61,062				
ラオス	保健・医療サービス改善計画調査	第2年次	G I S構築	949,000	0	-949,000				
			施設・機材調査	5,839,000	5,756,830	-82,170				
			ケースマネージメントを中心とした医療サービス調査	4,048,000	4,001,947	-46,053				
			P H Cプログラムの実施状況調査	1,585,000	1,585,993	993				
			村落レベル世帯調査	11,044,000	11,007,170	-36,830				
			栄養状況及び主要疾患の疫学調査	7,896,000	7,826,230	-69,770				
合計			103,654,000	85,576,635	-18,077,365	8件	2件	2件	35件	

注(1) 18年報告の金額は、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在した事態についてはそれら差額を、再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されていなかった事態についてはその契約金額を、それぞれ邦貨換算して表示したもので、更に精査する必要があるとされていたものである。また、千円未満の端数については、切捨て処理したものである。

注(2) 開差が生じている理由は以下のとおりである。

18年報告時に、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していた事態について、精査の結果、18年報告時の再委託契約と異なる実際の再委託契約の金額が新たに判明したことによるもの

18年報告時に、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されていなかった事態について、精査の結果、再委託先以外の者が仕様書で定められた再委託業務を実施したことが新たに判明したことによるもの

実際の再委託契約の金額を確認できなかったなどのため、JICAの精査が終了していなかった再委託契約について、精査の結果、これらの返還金額が確定したことによるもの

18年報告の金額の算出方法と異なり、JICAで返還金額の算出方法について、精算金額を基にして、円単位まで計算する方法としたことによるもの

注(3) 応用地質が再委託契約を締結したトルコ共和国の「イスタンブール地震防災計画基本調査(第1年次)」における「ボーリング、土質試験、物理探査」は、18年報告には含まれていないので、本表には含めていない。

オ 18年報告の「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」等における返還の状況

18年報告で契約及び精算が適正を欠いていたと記述したコスタリカの「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」における第2年次の水質調査については、その後、JICAにおいて、精査を行い、P C I に対し不正請求額83,518円及び利息分等の返還を請求し、18年10月27日までにP C I から116,217円を返還させた。

また、18年報告で契約及び精算が適正を欠いていたと記述した4箇国4案件のうちボスニア・ヘルツェゴビナの運輸交通マスタープラン調査及びグアテマラ共和国の全国観光開発調査の2案件に係る再委託契約2件については、その後、精査を行い、P C I に対し不正請求額計3,205,432円及び利息分等の返還を請求し、同日までにP C I から4,662,067円を返還させた。

カ 発生原因

18年報告では、JICAが開発調査を実施したコスタリカの「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」及び4箇国4案件に係る適正を欠く事態の発生原因として、

「JICAにおいて、再委託契約の事前の審査・承認や提出された精算報告書、証憑の形式的な審査確認は行われていたが、海外に存在する再委託先の選定、再委託契約の実施状況等についての実質的な把握が十分行われていなかったこと」と記述したほか、「P C I において、再委託に関し、現地の事情の変化により調査方法の変更や経費の流用等の必要が生じた場合は、JICAと協議して契約を変更する要があったのに、開発調査等は、比較的短期間に調査を終える必要があることから、業務主任者等が、手続に時間を要すると考えてこれを行わずに、再委託契約書、領収書等を偽造したり、支払を証明する領収書等を廃棄したりするなど、適正な会計処理を行っていなかったこと。また、本社でも、調査の実施とともに現地における支払について業務主任者の裁量に任せており、この支払に対するチェック体制が確立されていなかったこと」と記述した。

そこで、会計検査院は、19年次の検査において、P C I の本社で、11箇国13案件に係る再委託契約39件のうちP C I が再委託契約の当事者となっていた37件について、P C I がJICAへ提出した精算報告書の作成方法、社内の経理処理の状況の説明を聴取するとともに、JICAが提出を受けていた領収書等とP C I の社内の伝票等を照合するなどして実地に検査した。

(ア) P C I の業務主任者の精算の報告に対する本社の審査状況

会計検査院は、11箇国13案件に係る精算報告書に対するP C I 本社の審査状況について実地に検査した。

前記の再委託契約37件のうち、23件については、P C I の現地における業務主任者はP C I 社内の経理担当（以下「経理担当」という。）には事実に基づく報告を行うなどしていた。しかし、その一方で、P C I 社内のJ I C A に対する精算担当（以下「精算担当」という。）には虚偽の精算の報告を行っていた。このため、社内の経理においては実際の支払額が現地再委託の経費として計上されていたが、精算担当では、この虚偽の報告に基づき精算報告書を作成し、これを社内で特段の審査等を行わないままJ I C A に提出していた。

残りの14件については、業務主任者が虚偽の報告を経理担当及び精算担当の両者に行っていた。

(1) 現地再委託経費の支払方法

P C I の本社から現地の再委託先の銀行口座へ銀行送金を行うことにより、再委託先への支払が確実なものとなり、事後の確認も容易となると考えられることから、会計検査院は、現地再委託経費の支払方法について検査した。

前記の37件の再委託契約のうち、再委託業務が実施されていなかった9件を除く28件について、P C I では、次の2つの方法で支払を行ったとしていた。

本社から現地の再委託先の銀行口座へ銀行送金する方法

本社から現地の再委託先の銀行口座へ銀行送金する場合は、業務主任者から送付された請求書等を本社で審査し、社内の経理としては、経理担当が再委託先の銀行口座へ銀行送金する際に委託事業の経費に計上する。そして、J I C A に対する精算に当たっては、精算担当が、事業完了後、再委託先から提出された領収書を証拠書類として添付して提出する。

業務主任者等が現地で再委託先に支払う方法

業務主任者、会計担当者（以下「業務主任者等」という。）が本社から事前に渡されていた資金から現地で再委託先に支払うのは、再委託先が現金での支払を求めたり、本社から再委託先の銀行口座や現地へ銀行送金ができなかったりする場合等である。そして、業務主任者等が現地経費に係る領収書等の精算書類を取りまとめ、精算担当には原本を、経理担当にはその写しを、それぞれ提出する。

そして、 の方法のみで支払を行ったとしていたものは2件、 及び の方法で支払を行ったとしていたものは2件、 の方法のみで支払を行ったとしていたものは24件であった。

PCIは、再委託先への支払に当たっては、盗難等による事故を防ぐため、上記の本社から銀行送金する方法が望ましいとしていたが、開発調査等は比較的短期間に調査を終える必要があることなどから、再委託先の調査を円滑に行わせるなどのため上記の業務主任者等が現地で支払う方法が大半となっていた。

このように、11箇国13案件については、業務主任者の精算の報告に対する本社の審査体制が十分整備されていなかったり、支払が確実なものとされる本社からの再委託先の銀行口座への支払が、再委託契約28件のうち4件と少なく、大半は業務主任者等が再委託先に支払う方法となっていたりしていた。

< 事例3 >

13年度 ベトナム社会主義共和国：中部地域観光総合開発計画調査（第2年次）

（ 契約金額226,345,350円
再委託件名：社会・経済影響調査 ）

社会・経済影響調査の再委託契約の支払に当たり、PCIの業務主任者等は、本社の経理担当に現地の再委託先の銀行口座への銀行送金を依頼し、これに基づき、経理担当は29,250米ドルの銀行送金を行い、社内の経理においてこの29,250米ドル相当の邦貨額を現地再委託費として経費計上していた。

一方、本社の精算担当は、経理担当とは別に処理を行い、現地で偽造された領収書による業務主任者からの虚偽の報告に基づいて現地再委託費を35,486米ドルとする精算報告書を作成し、これをJICAに提出していた。

このように、PCIでは、経理担当と精算担当が個別に処理を行っているのに、社内の特段の審査等を行っていなかったため、社内の経理において経費計上した金額と業務主任者からの精算の報告に基づく金額とが異なっていた。

このため、JICAはPCIに対し、750,191円（6,236米ドル相当）を過大に支払っていた。

キ PCIの再発防止策

PCIでは、現地で再委託契約を締結した時点では、従来は業務主任者が再委託契約書等を本社に提出することとなっていなかったが、これを新たに本社に提出す

ることとするなどして、再委託契約に対する審査体制を強化したり、JICAに提出する精算報告書の作成に当たっては新たに監査部署が監査を行うこととして、精算の報告に対する審査体制を強化したりするなどした。また、PCIでは、再委託先への支払に当たっては、再委託先の銀行口座への銀行送金を原則とすることとし、業務主任者は再委託先への支払について本社の承認を受けた後に、経理担当に対し本社からの再委託先の銀行口座への銀行送金を依頼することとするなど、本社からの銀行送金の徹底を図るとするなどして再発防止に取り組んでいる。

(2) JICA等とPCI以外のコンサルタントとの委託契約に係る71案件96契約

ア JICAの委託契約

(ア) 会計検査院が求めたJICA及びコンサルタントの調査の状況

- a 18年報告では、JICAとPCI以外のコンサルタントとの委託契約について、次のように記述した。

「会計検査院は、PCI以外のコンサルタントについてもPCIと同様に、再委託契約を含む委託契約について、現地における調査を実施するようJICA等に求めた。(中略)そして、JICAは、PCI以外のコンサルタントと締結した契約で、再委託契約が締結されていたもののうち、受注実績が上位を占めるコンサルタントとの契約や在外事務所が存在しない国において実施された案件で再委託契約が1000万円以上のものである19案件について、再委託先に赴いて再委託契約の有無及び契約金額の確認を行うなどの現地における調査を実施した。それに加えて、JICAが上記現地における調査の対象とした案件に係るコンサルタント各社に対して、その他の案件についても自ら調査を行い、その結果をJICAに報告するよう求めたものが41案件ある。(中略)会計検査院は、これらの調査の結果として、契約又は精算に当たり適切を欠いていた事態は見受けられなかったとの報告を18年5月までに受けた。」

- b 18年報告の後に、会計検査院は、JICA本部において会計実地検査を行うなどして、JICAの委託契約に係る上記の計60案件の再委託契約について、JICA及びコンサルタントから再委託契約に係る調査の方法及び内容について説明を聴取するなどして、引き続き検査した。

JICAでは、会計検査院が、前記のとおり、現地における調査を実施するよう求めたことに応じ、19案件について調査した。JICAの調査の方法は、

現地の再委託先を訪問して調査したものが19案件中14案件、電話又はファックス等により調査したものが4案件、訪問及び電話等の両方を実施したものが1案件となっていた。そして、調査の内容は、契約書、領収書等を確認したとしていたものが17案件、確認が困難などとしていたものが2案件であった。

また、前記のとおり、会計検査院が調査を実施するよう求めたことに応じて、JICAがコンサルタント各社に対して、その他の案件についても自ら調査を行うよう求め、コンサルタントが調査したものが41案件ある。これらのすべてについて、コンサルタントは、社内で契約書、領収書等の経理書類による確認を行い、それに加えて、調査の方法として業務主任者からの聞き取り調査を行った案件が22案件、電話、ファックス又はメールにより確認を行った案件は2案件であった。

なお、これらの60案件には、JICAの調査した案件で再委託先の確認が取れなかったものや、コンサルタントが調査した案件で一部の再委託契約のみを調査したものも含まれていた。

(1) 会計検査院の検査の状況

会計検査院は、60案件に係る20コンサルタントの本社に赴くなどして、JICAに対する再委託契約の精算方法や社内の経理処理の状況について説明を聴取するとともに、JICAが提出を受けていた領収書等とコンサルタントが保存していた社内の伝票等の経理書類とを照合するなどして、実地に検査した。

会計検査院がコンサルタント20社に赴くなどして今回検査した範囲では、現時点で返還を要すると認められる事態は見受けられなかった。

ただし、会計検査院による検査の過程で、2案件において再委託先に対する前払等の支払について、JICAが提出を受けていた領収書がコンサルタントの社内の経理処理に用いられた実際の領収書と異なっていて、JICAに対する精算報告書の内容が事実と相違していたものが見受けられた。再委託先への支払額の総額は再委託契約に係る精算金額と一致していたが、上記のとおり事実と相違した領収書がJICAに提出され、JICAの精算に用いられていたことは適切とは認められない。

なお、PCIと同様に、コンサルタントの業務主任者等の精算の報告に対する審査状況、現地再委託経費の支払方法について検査したところ、次のとおりであ

った。

コンサルタントにおける審査状況については、精算担当と経理担当が異なり、両者において再委託契約に係る領収書等を確認した上で社内の経理処理を行っているとしたものが、20社のうち19社と大半を占めていた。

再委託先への支払方法については、原則としてコンサルタントの本社等から銀行送金する方法で支払を行っているとしたものが20社のうち15社を占めていた。また、JICA及びコンサルタントが調査した60案件85契約については、本社等から銀行送金する方法のみで支払を行っていたものが29契約、業務主任者等が現地で支払う方法のみで支払を行っていたものが43契約、両方の方法で支払を行っていたものが13契約となっていた。

また、会計検査院では、再委託先の協力の下に5案件の再委託契約について、タイ王国、インドネシア共和国及びグアテマラ共和国の3箇国に職員を派遣して、次の点に留意して再委託先に対し、実地に調査した。

再委託契約書及び領収書の署名者が実在の人物で、それぞれの署名は本人の署名に間違いはないか。

コンサルタントがJICAに提出した領収書に記載された金額と再委託先が実際にコンサルタントから受け取った金額に相違はないか。

再委託業務が契約どおりに実際に行われ、成果品がコンサルタントに納入されているか。

会計検査院が再委託先を今回調査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

イ J B I C の委託契約

(ア) J B I C における再委託契約

J B I C がコンサルタントと締結する委託契約の中には、業務の内容により現地コンサルタントを使用する再委託業務を伴うものがあるが、コンサルタントが現地コンサルタントを使用する必要があると判断した場合には、事前に J B I C に了解を得て再委託契約を締結することになっている。

そして、この現地で再委託する場合の費用については、J B I C に提出する精算のための報告書に精算内容が分かる再委託契約書と領収書等を添付することとされている。また、妥当な事由があれば、現地再委託の費用が変更になっても、

契約時に定めた直接業務費の総額の範囲内で流用して精算を行うことができることになっている。

(イ) 会計検査院が求めた J B I C の調査の状況

- a 18年報告では、J B I C と P C I 以外のコンサルタントとの委託契約について、次のように記述した。

「会計検査院は、P C I 以外のコンサルタントについても P C I と同様に、再委託契約を含む委託契約について、現地における調査を実施するよう J B I C に求めた。(中略)そして、J B I C は、P C I 以外のコンサルタントと締結した契約金額が3000万円以上の契約で、再委託契約が締結されていたもののうち11案件について、J B I C が保存していた精算報告時に提出されていた契約書、領収書等を各駐在員事務所に送付し、各事務所が再委託先に赴くなどして再委託契約の有無及び契約金額の確認を行うなどの現地における調査を実施した。(中略)会計検査院は、これらの調査の結果として、契約又は精算に当たり適切を欠いていた事態は見受けられなかったとの報告を18年5月までに受けた。」

- b 18年報告の後に、会計検査院は、J B I C 本店において会計実地検査を行い、J B I C から再委託契約に係る調査方法及び内容について説明を聴取した。

J B I C では、会計検査院が、前記の現地における調査を実施するよう求めたことに応じて調査した11案件11契約について、コンサルタントから提出を受けた再委託契約書、領収書等と再委託先が保存していた契約書、領収書等の照合を駐在員事務所を通じて行わせた。その調査の方法は、現地の再委託先を訪問するなどして確認したものが10案件、訪問等及び電話により調査したものが1案件となっていた。また、その調査の内容は、契約書及び領収書を確認したものが全11案件であった。

(ウ) 会計検査院の検査の状況

会計検査院は、J B I C 本店において会計実地検査を行い、11案件すべてについて、J B I C に精算報告時に提出されていた再委託契約書、領収書等と、J B I C が再委託先を調査した際に確認した再委託契約書、領収書等の関係書類を照合した。また、コンサルタントから、社内の経理で計上されている再委託契約の支払額等について、J B I C を通じて報告を受けて、上記の J B I C が提出を受

けていた領収書等と照合した。

会計検査院がJ B I Cなどを今回検査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

なお、再委託先への支払方法について検査したところ、次のとおりであった。

コンサルタントの本社から銀行送金する方法のみで支払を行っていたものが6案件、業務主任者等が現地で支払う方法のみで支払を行っていたものが1案件、両方の方法で支払を行っていたものが4案件となっていた。J B I Cでは、16年4月に制定した「経費支出に伴う契約・支払いに係る積算・精算の運用指針」のなかで、契約先に対しては、支払の確認を確実にを行うため、可能な場合には銀行送金などによる支払を推奨している。

また、会計検査院は、再委託先の協力の下に2案件の再委託契約について、タイ王国及びインドネシア共和国の2箇国に職員を派遣し、前記のJ I C Aの委託契約についての調査と同様の点に留意して再委託先に対し、実地に調査した。

そして、J B I C駐在員事務所において、再委託契約の相手方に面会し、J B I Cに提出されていた再委託契約書、領収書等と再委託先が保存していた再委託契約書、領収書等について、契約内容、契約金額を照合するなどし、また、成果品について確認をするなどした。

会計検査院が再委託先を今回調査した範囲では、現時点で特に報告すべき事項は見受けられなかった。

(3) J I C Aにおける再発防止策の実施状況等

J I C Aは、再発を防止するために、検討委員会を発足させ、検討を進めた結果、事後チェックの強化と事前手続の合理化、効率化等の面から手続の見直しを行い、17年12月に前記のガイドラインを制定した。

このガイドラインにおいては、コンサルタントが再委託契約を締結した後、速やかに監督職員に対し、再委託先の選定経緯の報告を行ったり、再委託契約書の写しを提出したりするなどして、再委託先への確認を徹底することなどとしている。また、再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査を導入することなどとしている。

そして、このガイドラインに示された再委託契約の確認のための項目の19年6月末までの実施状況は、表4のとおりとなっている。

表4 JICAにおけるガイドラインの実施状況（19年6月末現在）

項 目	対象契約件数	実施、確認件数
再委託契約締結後の監督職員への報告と契約書写しの提出	495件	495件
再委託契約締結後における監督職員による事実確認	495件	495件
1000万円以上の契約又は入札を行う場合の立会い	122件	113件
再委託業務終了後の業務完了報告と成果品の確認	495件	495件
再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査	495件	0件

JICAは、1000万円以上の契約又は入札を行う場合に立会いができなかった9件については、後日再委託先への電話により再委託契約の内容等について確認を行ったとしている。また、第三者機関による抽出検査については、19年8月に3箇国を対象を開始された。

また、JICAは、ガイドラインを18年6月に改正し、現地再委託契約に係る支払を確実なものとするため、支払に当たっては、現金によらず可能な限り銀行振込によるよう求めている。

5 検査の結果に対する所見

会計検査院は、JICAとPCIとの委託契約のうち、18年報告において再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることを記述した11箇国13案件について、引き続き検査を実施した。その結果、PCI以外に、PCIと1案件2契約において共同企業体を構成していた応用地質においても、適切でない経理処理や精算手続を行っていたことが判明した。このように、PCI及び応用地質が現地で締結した再委託契約の精算に当たって適正を欠く事態があったことは遺憾である。

また、会計検査院は、JICA等とPCI以外のコンサルタントとの委託契約のうち、18年報告においてJICA等から再委託契約の精算の適否について特に問題がなかった旨の報告を受け、その内容を検証する必要があるとした71案件について、JICA等及びコンサルタントの調査内容を検査した。会計検査院が今回検査した範囲では、現時点で返還を要すると認められる事態は見受けられなかったが、JICAがコンサルタントから提出を受けていた精算報告書の再委託契約に関する支払の内容が事実と相違してい

たものが見受けられ、コンサルタントから精算に関して事実即した的確な報告を受け
る必要があると認められる。

JICA等においては、今回のPCIの不祥事にかんがみ、再委託契約を伴うコンサル
タントとの委託契約について、ガイドライン等を改正するなどしているところである
が、コンサルタントの業務主任者等の精算報告に対する社内の審査体制と確実な支払方
法とされている銀行送金による支払の状況にも留意して、適正な契約の履行の確保に努
める必要があると認められる。

外務省、JICA等においては、このような事態が生じることのないよう、引き続き
不正等に対する取組を一層強化するとともに再発防止に努める必要がある。

「開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について」については、以上の
とおり報告する。そして、会計検査院としては、今後とも、ODAに関するコンサル
タントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA等が講じた再発防止
策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き検査していくこ
ととする。

第3 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

1 18年報告の概要

(1) 18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法

18年報告の検査の対象、観点、着眼点及び方法は、次のとおりである。

ア 18年報告の検査の対象

会計検査院は、16年12月26日に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害（以下「津波等災害」という。）に際して、我が国が無償で供与することを決定した5億米ドルのうち、二国間供与分の緊急援助としてインドネシア共和国、モルディブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ共和国」という。）及びタイ王国の4箇国（以下「4箇国」という。）に供与した次の財政的支援2億5000万米ドル相当を対象として検査した。

(ア) JICAが4箇国に対して実施した緊急援助物資供与

(イ) 外務省が4箇国のうちタイ王国を除く3箇国（以下「3箇国」という。）に対して実施した緊急無償資金協力事業及びノン・プロジェクト無償資金協力事業（以下「ノンプロ無償資金協力事業」という。）

イ 18年報告の検査の観点及び着眼点

会計検査院は、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

(ア) 津波等災害に対する被災国及び国際機関からの要請に対し、我が国政府はどのようにして財政的支援の規模、方法を決定したか。

(イ) 緊急援助物資供与及び緊急無償資金協力事業については、相手国においてどのように受け入れられ実施されているか、供与された物資や資金は、その趣旨に沿って使用されているか。

(ウ) ノンプロ無償資金協力事業として供与された資金（以下「ノンプロ無償資金」という。）については、国別に、

a 相手国において援助がどのように受け入れられ実施されているか、被災地における需要の把握及び事業内容の決定がどのようになされているか、

b 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件については決定された事業内容に従って契約手続が執られ資金の支払が行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか、

c 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即し被災地

においてその趣旨に沿って使用されているか。

ウ 18年報告の検査の方法

会計検査院は、外務本省及びJICA本部において会計実地検査を行い、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき説明を聴取した。また、職員を3箇国に派遣し、在外公館及びJICAの在外事務所において会計実地検査を行い、相手国の実施機関等から提出された報告書等の関係書類に基づき事業の実施状況について説明を聴取した。

また、相手国の協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国の実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、外務省の職員等の立会いの下に、事業の進ちょく状況を確認するなど実地に調査した。

(2) 18年報告の検査の結果に対する所見

18年報告の検査の結果に対する所見は、次のとおりである。

我が国は、4箇国を始めとしてインド洋沿岸諸国が大規模な被害を受けた前例のない津波等災害に対して、相手国の要請及び緊急首脳会議における支援措置等の合意などを受けて当面の復旧・復興に必要となる支援額としての援助の規模を決定した。

このうち4箇国に対する緊急援助物資供与については、会計検査院は、我が国が援助の要請に応じて供与した物資が、災害発生直後の17年1月5日までに4箇国に対してすべて引き渡されていたことを、関係書類等で確認した。そして、これらの物資は、被災地に届けられその趣旨に沿って使用されているとの説明を受けた。

また、3箇国に対する緊急無償資金協力については、我が国が援助の要請に応じて供与した資金は、使途報告書によれば、スリランカ共和国では17年4月、モルディブ共和国では同年6月までにその趣旨に沿って使用されたとしていた。そして、インドネシア共和国については、18年1月に提出された使途報告書によれば、17年2月1日に我が国から供与された資金は全額支出済みであるとしていたが、我が国以外から供与された資金も合わせた全体額について、津波等災害に関する援助のために使用されたとする報告となっており、我が国の供与した資金の具体的使途等を特定することができない状況となっていた。

3箇国に対するノンプロ無償資金協力事業については、17年1月にインドネシア共和国に対しては146億円、モルディブ共和国に対しては20億円、スリランカ共和国に対しては80億円が供与されて以来、3箇国とも交換公文に定められた使用期限である12箇月以内に調達口座へ資金の移動がすべてなされ、我が国と各相手国との間における政府間協議会によって、分野の別を実施する案件の内容が決定されていた。

そして、案件実施のために締結した契約の実績額について、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、18年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では90%以上であるのに比べて、インドネシア共和国では58.4%となっている。

ノンプロ無償資金による事業の内容は、3箇国とも、施設の工事に係る契約が多く契約締結に先立って工事前の詳細設計等が必要であり時間を要すること、また契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進ちょくに応じて資金を支払うことになっていることから、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、インドネシア共和国では20.5%、モルディブ共和国では30.2%、スリランカ共和国では42.8%となっていた。

また、3箇国とも、供与されたノンプロ無償資金はすべて政府口座から調達口座に移動されていたが、調達口座における残高状況をみると、ノンプロ無償資金が供与されて1年2箇月を経過した18年3月末において、インドネシア共和国では約116億円、モルディブ共和国では約14億円、スリランカ共和国では約46億円が残されていた。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに、必要な施設が建設され機材が調達されて、被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、会計検査院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業について、施設の建設や機材の調達のための資金の執行状況について引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、今回実施されたノンプロ無償資金協力事業は、従来のノンプロ無償資金協力事業と比べて大規模なものであり、対象となった事業のうちには、中長期的な事業効果が期待される施設の案件も含まれている。外務省においては、17年12月に中

間評価を公表し、さらに、今後とも同様な評価を行うことにしている。

そして、会計検査院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について注視していく。

なお、会計検査院は、我が国を含めた各国等からインドネシア共和国政府に供与された津波等災害の援助資金による復興再建事業に対して同国会計検査院が行う会計検査活動を支援するための国際会議等に参加し、協力を行ってきている。

2 19年次の検査における検査の対象、観点、着眼点及び方法

(1) 検査の対象

18年報告の検査の結果に対する所見で記述したとおり、外務省が3箇国に対して実施したノンプロ無償資金協力事業を対象として19年次においても引き続き検査した。

(2) 検査の観点及び着眼点

18年報告において記述したノンプロ無償資金協力事業の検査の観点及び着眼点と同様に、有効性等の観点から次の点に着眼して検査した。

ア 相手国において援助がどのように受け入れられ実施されているか、被災地における需要の把握及び事業内容の決定がどのようになされているか

イ 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件については決定された事業内容に従って契約手続が執られ資金の支払が行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか

ウ 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即し被災地においてその趣旨に沿って使用されているか

(3) 検査の方法

18年報告において記述した検査の方法と同様に、検査に当たっては、外務本省及びJICA本部において会計実地検査を行い、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき説明を聴取した。また、職員を3箇国に派遣し、在外公館及びJICAの在外事務所において会計実地検査を行い、相手国の実施機関等から提出

された報告書等の関係書類に基づき事業の実施状況について説明を聴取した。

また、相手国の協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国の実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、外務省の職員等の立会いの下に、事業の進ちょく状況を確認するなど実地に調査した。

会計検査院は、19年次に実施した本件事案の検査において、在庁して関係書類の分析等の検査を行ったほか、44.3人日を要して、外務本省、JICA本部等に対する会計実地検査及び3箇国における現地調査を行った。

3 検査の結果

(1) 3箇国に対するノンプロ無償資金協力事業の概要

ア ノンプロ無償資金協力事業の制度的枠組み

我が国は、今回の津波等災害の甚大さ及び緊急性にかんがみ、津波等災害による損害に対処するための事業の実施に迅速に貢献することを目的として、昭和62年度から行われてきたノンプロ無償資金協力事業の枠組みにより資金供与を実施することにした。そして、その際、迅速な調達を行うことを可能にするため、従来認められていなかった被援助国内における現地調達を認めることにした。また、ノンプロ無償資金協力事業は原則として物品の調達を対象としていたが、被災状況に応じた柔軟かつ的確な支援を行うことを可能にするため、施設の建設のほか輸送、医療活動など役務の調達を認めることにした。さらに、ノンプロ無償資金協力事業で調達した物品が無償で被災者等に配布されたり、公共事業に使われたりすることを想定して、調達した資機材を相手国内で売却するなどして得た対価を積み立てる見返り資金の積立義務を免除するなど枠組みに変更を加えた。

イ 事業の実施手順

平成17年1月17日に閣議決定され、外務省が、同日に3箇国と取り交わした交換公文及び附属文書によれば、資金は、相手国政府が開設した日本国内の銀行口座（以下「政府口座」という。）に、17年3月末までに円貨で支払うこととなっている。

そして、相手国政府は、この資金（この資金から発生した利息を含む。以下同じ。）による必要な資機材等の調達に当たっては、附属文書の規定によって、事業の円滑な実施と適切な調達の実施が確保できるように、調達代理機関を選定することとなっている。そして、相手国政府と調達代理機関とが締結した契約（以下「調

達代理契約」という。)に基づき、調達代理機関が相手国政府に代わって資機材等の調達に必要な業務を行い、相手国政府は調達代理手数料を支払うこととなっている。

ノンプロ無償資金協力事業は、特定の事業の実施を前提として資金を供与するものではなく、また、より迅速な援助を実施するとの観点から、一般プロジェクト無償資金協力事業で行われている事前調査としてのJICAによる基本設計調査は行われていない。しかし、今回のノンプロ無償資金協力事業では、多くの施設の設置や修復案件を対象にしていることから、JICAは、別途実施していた緊急開発調査等において、相手国政府の要請を受けて必要に応じ、ノンプロ無償資金協力事業で対象としている施設の設計等を取り込んで実施した。

外務省は、調達代理機関として財団法人日本国際協力システム(Japan International Cooperation System。以下「JICS」という。)を推薦し、17年1月及び2月に3箇国はJICSと調達代理契約を締結し、このうち、インドネシア共和国は19年2月に変更契約を締結した。そして、JICSは、相手国政府から調達を希望する資機材等の品目の提示を受けた後、資機材等の代金の支払に必要な資金を政府口座から調達代理機関であるJICSの口座(以下「調達口座」という。)に受け入れ、調達口座から、業者に代金を支払うこととなっている。そして、JICSは、調達代理機関として行ったすべての支払や調達口座における資金の残高についての定期報告書、資金の使用がすべて終わった後の最終報告書を相手国政府と我が国外務省に提出することとなっている。また、外務省は、JICSから上記の報告書の提出を受けるほか、事業の進ちょく状況や契約の実績についても報告を受けることとなっている。これらを通じて、相手国政府及び外務省は、契約の履行や事業の進ちょく状況を確認することができることになっている。

ウ 援助の実施

外務省は、3箇国から我が国に対して援助の要請を受けたとして、16年度予算一般会計の(項)経済協力費(目)政府開発援助経済開発等援助費から、246億円を17年1月19日に支出し、表5のとおり、同日に3箇国の政府口座に資金の供与を行った。

表5 ノンプロ無償資金協力事業による支援

(単位：億円)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	計
供与額		146	20	80	246
送金完了時期		17年1月19日	17年1月19日	17年1月19日	

(2) ノンプロ無償資金協力事業の実施状況

ア インドネシア共和国

(ア) 事業の概要

我が国政府が援助したノンプロ無償資金協力事業の実施に当たっては、インドネシア共和国政府側から国家開発企画庁、アチェ・ニアス復旧・復興庁、財務省、各実施機関などの関係機関が、我が国政府側から在インドネシア日本国大使館が、それぞれ参加して設置された政府間協議会において、インドネシア共和国政府からの要請、案件の選定、資金の配分、案件の実施状況の確認等が行われており、この実施体制については18年報告後の変更はない。

そして、インドネシア共和国政府に供与された146億円について、外務省から提出された資料に基づき、会計検査院が把握した19年3月末現在の事業の概要を、18年報告において示した18年3月末現在と同一の形式で、分野（実施機関）、資金の配分（概算額）、案件名、調達品目、事業内容の別に整理して示すと、表6のとおりである。

表6 事業の概要（インドネシア共和国）

分野 (実施機関)	資金の配分 (概算額)	案件名	調達品目	事業内容
医療・保健(保健省)	約7.7億円 <約11.2億円>	緊急支援物資(医薬品・医療器具)供与事業 保健所復旧事業	医薬品、医療器具、医薬品のエリクソンに係るコナル選定、救急車、巡回治療用車両等、研究所用ラボ 機材、保健所の再建	医薬品及び医療器具を保健省の地方倉庫に供与する。 医療キットなど機材の供与と保健所の修復
放送(通信情報技術省)	約9.3億円 <約10.6億円>	ラジオ・テレビ放送支援事業	ラジオ放送機材、ラジオ放送局の修復、テレビ放送機材	ラジオ局、テレビ局のそれぞれにつき、機材を供与し建物を修復する。
輸送(公共事業省) 社会基盤(公共事業省)	約50.4億円 <約58.3億円>	西海岸道路復旧事業 放水路(護岸工事)復旧事業	建設機械、蛇籠、コルゲートパイプ、道路復旧工事、土嚢袋、車両、移動式排水ポンプ、掘削機、小規模工事、大規模工事	建設機械などの機材、資材の調達と道路工事 井戸の掘削機などの機材と堤防の修復工事
生活(公共事業省)	約11.8億円 <約10.6億円>	水道・衛生施設復旧事業	建設機械、輸送役務、バキュームカー、ゴミ収集用アムロトラック、消防車、トラック、水道管敷設工事	建設機械などの機材と配管の敷設工事
コミュニティ(社会省)	約3.5億円 <約4.1億円>	孤児院再建事業	孤児院修復・再建工事、孤児院向け備品の調達	政府系の孤児院その他修復、機材供与
産業(漁業省、商業省)	約5.5億円 <約5.9億円>	漁業支援事業	養殖施設向けピックアップトラック・建設機械・車両・機材の調達、養殖施設工事、漁獲総局向け漁具・漁船エンジン・漁船・ワークショップ機材・施設の建設工事・アイスラップ機材	魚市場に併設する冷凍装置を保管する建物の建設及び機材の供与等
	約3.0億円 <約3.5億円>	市場復旧整備事業	度量衡機材、再建工事のコンナル選定、再建工事	バンダアチ周辺及びビアスの市場修復
教育(教育省、宗教省)	約16.0億円 <約16.9億円>	大学復旧等支援事業	アラビ・イスラム大学向け機材、大学施設の改修・再建工事のコンナル選定、大学施設の改修・再建工事、ジャクアラ大学向け機材	アラビ・イスラム大学とジャクアラ大学に機材の供与と工事
教育(労働・移住省)		職業訓練センター支援事業	移動訓練車、職業訓練機材、職業訓練センターの修復工事	移動訓練車を含む訓練機材と建物の修復、再建
教育(教育省、宗教省)		イスラム学校等に対する支援事業	マドラッサ・ペサントリヤ向け学校機材、教育省管轄学校向け教育機材、学校の修復・再建工事のコンナル選定、学校の修復・再建工事	公立校、イスラム校ともに教育機材を供与、公立校については建物の修復
コミュニティ(労働・移住省、国家土地庁)	約1.9億円 <約2.4億円>	土地台帳の修復事業	土地台帳修復のための役務、凍結乾燥機を設置する建物の建築、土地台帳を保管している冷凍倉庫の賃貸料の支払、台帳・地図の保管庫、デジタル保存するための機材一式	水没した土地権利台帳を修復するための凍結乾燥機の貸与、建物の建築、冷凍倉庫の保管料、デジタル化機材の調達
社会基盤・コミュニティ(アチ・ニア復旧・復興庁)	約17.9億円 <約19.3億円>	排水施設緊急復旧事業・モテルリア開発事業	排水路、排水ポンプ場、貯水池設置、避難道路・避難塔工事に係るコンナルの選定・施工業者の選定	バンダアチ市内に排水路、排水ポンプ場及び貯水池を設置。ウル地区に避難道路・避難用塔を建設
生活・社会基盤 産業・医療・健康・輸送(アチ・ニア復旧・復興庁)	約15.4億円	追加復旧復興事業	放水路護岸、水道、病院、市場、橋梁の建設工事に係るコンナルの選定・施工業者の選定及び仮設橋	バンダアチ市内に放水路の護岸、水道管敷設、総合病院、大型市場を建設、仮設橋の調達
	約3.6億円 <約3.1億円>	調達代理手数料		上記全案件に係る調達手続の進捗よく状況に応じて随時支出される。
	援助額146億円			

(注) 「資金の配分」欄の<>内の金額は、18年報告において示した18年3月末現在のものである。

19年3月末現在の事業の概要を18年3月末現在と比べると、分野ごとの資金の配分が増減していたり、生活・社会基盤産業・医療・健康・輸送の分野において追加復旧復興事業が加えられたりしている。これは、政府間協議会において、当初の個別案件の進ちょく状況やインドネシア共和国政府のニーズを勘案するなどして、供与された資金の配分及び残余金の使途について協議し、見直しをした上で決定されたものである。

(1) 資金の執行状況

我が国政府からインドネシア共和国の政府口座に支払われた資金146億円は、17年4月18日から18年1月18日までの間に、4回にわたってJ I C Sの管理する調達口座に受け入れられた。そして、調達口座から19年3月末までに支払われた額は、表7のとおり、91億5643万余円であり、19年3月末の調達口座における残高は54億4362万余円となっている。この残高は、18年報告において記述した18年3月末の調達口座における残高116億0938万余円と比べて、61億6575万余円減少している。

表7 資金の月別執行状況(インドネシア共和国)

年月	政府口座から調 達口座への受入 金額(円)	調達口座での資金の執行状況					
		契約			支払		支払後の残高 (円)
		件数	金額(円)	契約締 結率(%)	金額(円)	支払率 (%)	
17.1	0	注(1) 1	310,784,313	2.1	0	0.0	0
2	0	0	0	2.1	0	0.0	0
3	0	0	0	2.1	0	0.0	0
4	3,765,000,000	0	0	2.1	0	0.0	3,765,000,000
5	0	6	235,006,983	3.7	0	0.0	3,765,000,000
6	8,475,000,000	10	400,915,255	6.5	41,187,240	0.3	12,198,812,760
7	0	12	664,407,542	11.0	116,640,850	1.1	12,082,171,910
8	0	4	80,546,072	11.6	312,542,771	3.2	11,769,629,139
9	0	5	115,213,724	12.4	155,171,252	4.3	11,614,457,887
10	25,000,000	14	781,778,944	17.7	76,581,586	4.8	11,562,876,301
11	0	3	2,719,301,933	36.4	199,107,360	6.2	11,363,768,941
12	0	23	1,803,096,482	48.7	1,193,699,831	14.3	10,170,069,110
18.1	2,335,059,325	10	333,288,986	51.0	79,097,351	14.9	12,426,031,084
2	0	11	510,378,842	54.5	429,451,394	17.8	11,996,579,690
3	0	9	572,240,166	58.4	387,192,635	20.5	11,609,387,055
小計	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	
18.4	0	7	59,211,996	58.8	105,039,156	21.2	11,504,347,899
5	0	3	52,758,201	58.4	274,532,637	23.1	11,229,815,262
		4	10,157,799				
		1	62,916,000				
6	0	2	783,451,273	63.8	671,978,364	27.7	10,557,836,898
7	0	5	823,157,460	69.5	314,162,744	29.8	10,243,674,154
8	0	7	302,093,584	71.5	300,284,406	31.9	9,943,389,748
9	0	2	183,509,798	72.8	1,093,437,143	39.4	8,849,952,605
10	0	8	861,527,929	78.7	235,008,132	41.0	8,614,944,473
11	0	5	292,435,690	80.7	872,739,040	47.0	7,742,205,433
12	0	9	332,622,394	83.0	892,181,688	53.1	6,850,023,745
19.1	0	5	471,275,461	86.2	19,334,596	53.2	6,830,689,149
2	0	3	95,780,637	86.8	311,256,446	55.3	6,519,432,703
3	0	5	427,119,715	89.8	1,075,804,649	62.7	5,443,628,054
小計	0	61	4,579,427,736	89.8	6,165,759,001	62.7	
合計	14,600,059,325	169	13,106,386,978	89.8	9,156,431,271	62.7	

注(1) 1件はJICSとの調達代理契約を示し、310,784,313円は同契約により調達口座からJICSに支払うことになる調達代理手数料として計算された額の概算額(上限額)を示す。なお、この概算額は19年2月に変更契約により355,589,398円に変更されている。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息59,325円を含む。

注(3) 「契約」欄の件数、金額の(マイナス)表示は契約解除に係るものである。

注(4) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点第2位以下を四捨五入している。

そして、19年3月末現在の資金の執行状況についてみると、契約締結済額は169

件、131億0638万余円で、資金供与額146億円に対する契約締結済額の割合である契約締結率は89.8%となっており、18年3月末現在の契約締結率58.4%と比べて上昇している。これは、18年4月以降、契約を途中で解除したものが1件、新規に契約を締結したものが62件あるなどのため、契約締結額が45億7942万余円増加したことによるものである。また、支払済額は91億5643万余円で、資金供与額146億円に対する支払済額の割合である支払率は62.7%となっており、18年3月末現在の支払率20.5%と比べて約3倍に上昇している。これは施設の建設工事に係る契約において、工事の施工が進ちよくし、この工事の進ちよくに応じて出来高払いを行っているなどのため、支払済額が61億6575万余円増加したことによるものである。

(ウ) 案件に係る契約の進ちよく状況

各案件に係る契約の進ちよく状況についてみると、表8のとおり、19年3月末現在で、予定契約件数は174件であり、このうち、契約相手方の選定を開始したものは171件、業者との契約の締結を終了したものは168件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものは129件となっている。これらは、18年報告において記述した18年3月末現在の件数と比べて、予定契約件数が51件、契約相手方の選定を開始したものが60件、業者との契約の締結を終了したものが61件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものが84件、それぞれ増加している。

表8 案件に係る契約の進ちょく状況（インドネシア共和国）

19年3月末現在

案 件 名	予定契約件数 a	契約進ちょくの段階					
		契約相手方の選定開始		契約締結の終了		契約に基づく給付の完了	
		件数 b	割合(%) b/a	件数 c	割合(%) c/a	件数 d	割合(%) d/a
緊急支援物資（医薬品・医療器具）供与事業	5 <4>	5 <3>	100.0 <75.0>	5 <3>	100.0 <75.0>	3 <2>	60.0 <50.0>
保健所復旧事業	8 <8>	8 <8>	100.0 <100.0>	8 <8>	100.0 <100.0>	8 <0>	100.0 <0.0>
ラジオ・テレビ放送支援事業	15 <7>	15 <7>	100.0 <100.0>	15 <6>	100.0 <85.7>	11 <4>	73.3 <57.1>
西海岸道路復旧事業	17 <16>	17 <16>	100.0 <100.0>	17 <16>	100.0 <100.0>	17 <13>	100.0 <81.3>
放水路（護岸工事）復旧事業	22 <17>	22 <17>	100.0 <100.0>	22 <17>	100.0 <100.0>	21 <9>	95.5 <52.9>
水道・衛生施設復旧事業	13 <13>	13 <13>	100.0 <100.0>	13 <13>	100.0 <100.0>	11 <10>	84.6 <76.9>
孤児院再建事業	4 <4>	4 <3>	100.0 <75.0>	4 <3>	100.0 <75.0>	0 <0>	0.0 <0.0>
漁業支援事業	16 <15>	16 <12>	100.0 <80.0>	16 <12>	100.0 <80.0>	12 <4>	75.0 <26.7>
市場復旧整備事業	5 <6>	5 <3>	100.0 <50.0>	5 <3>	100.0 <50.0>	2 <0>	40.0 <0.0>
大学復旧等支援事業	27 <13>	27 <12>	100.0 <92.3>	27 <9>	100.0 <69.2>	24 <0>	88.9 <0.0>
職業訓練センター支援事業	6 <4>	6 <4>	100.0 <100.0>	6 <4>	100.0 <100.0>	5 <0>	83.3 <0.0>
イスマ学校等に対する支援事業	12 <7>	12 <6>	100.0 <85.7>	12 <6>	100.0 <85.7>	8 <1>	66.7 <14.3>
土地台帳の修復事業	9 <6>	9 <6>	100.0 <100.0>	9 <6>	100.0 <100.0>	7 <2>	77.8 <33.3>
排水施設緊急復旧事業・モデルエリア開発事業	8 <3>	8 <1>	100.0 <33.3>	7 <1>	87.5 <33.3>	0 <0>	0.0 <0.0>
追加復旧復興事業	7 <->	4 <->	57.1 <->	2 <->	28.6 <->	0 <->	0.0 <->
15案件合計	174 <123>	171 <111>		168 <107>		129 <45>	
18年3月末現在と比べた増加件数	51	60		61		84	

(注) 下段< >書きは18年報告において示した18年3月末現在のものである。

これを案件別にみると、排水施設緊急復旧事業・モデルエリア開発事業及び追加復旧復興事業を除く13案件で契約の締結が終了している。これは、18年報告において記述した18年3月末現在の契約締結が終了した6案件に比べて、7案件増加している。

予定契約件数に対して契約に基づく給付が完了した件数の割合（以下「給付完了率」という。）が100%となっている案件は、保健所復旧事業及び西海岸道路復旧事業の2案件、給付完了率が50%以上100%未満となっている案件は、緊急支援物資（医薬品・医療器具）供与事業等9案件である。また、給付完了率が50%未満となっている案件は市場復旧整備事業等4案件であり、このうち、孤児院

再建事業、排水施設緊急復旧事業・モデルエリア開発事業及び追加復旧復興事業の3案件は、給付完了率が0%であった。

19年3月末現在の給付完了率の状況は、18年報告において記述した18年3月末現在と比べて、100%となっている案件が2件、50%以上100%未満となっている案件が4件、それぞれ増加し、また、0%となっている案件が3件減少している。

給付完了率が高くなっている案件では、被災住民に必要な医療関連などの資機材の調達、道路や河川護岸の復旧などの生活、社会基盤の施設に係る建設工事の契約が多い。また、給付完了率が低くなっている案件では、生活、社会基盤の施設の復旧後に必要となる資機材の調達や被災地の中長期的な復興のために必要な施設の建設工事の契約が多い。

給付完了率が100%となっている案件に係る契約の内容は、保健所復旧事業では、保健所庁舎の再建工事、保健所に配備する救急車等の車両及び医療機材の調達、西海岸道路復旧事業では、アチェ特別州北スマトラ西部の国道である西海岸道路の橋梁の修復・建設を含む道路復旧工事及びこの工事に使用される各種の建設機械等の調達に係る契約であった。この西海岸道路復旧工事契約では、外務省の説明によれば、JICAが津波等災害の発生直後に緊急開発調査を実施し、設計作業と入札図書の技術的資料の作成作業を行ったことにより契約が早期に締結され、施工が順調に進み、完了したとしている。

また、給付完了率が50%未満となっている案件に係る契約の内容は、次のとおりである。排水施設緊急復旧事業・モデルエリア開発事業は、バンダアチェ市内の排水施設の整備及び災害避難施設の建設等を行うものであり、18年3月に1件、同年4月以降に6件の契約が締結されている。追加復旧復興事業は、バンダアチェ市の中心部にあるアチェ市場を再建するための設計、施工監理等であるが、この案件は、 から までの案件の実施状況を勘案して資金の使用配分を見直し、18年4月以降に新たに追加して実施されることとなったものである。これら2案件では、給付完了率が0%となっている。孤児院再建事業は、バンダアチェ市内6箇所の子供院の再建工事（契約2件）、再建工事の設計監理及びこれらの孤児院に配備する備品の調達契約からなっている。備品は、孤児院の再建工事が完了した後に納入されることとなっているため、6箇所の子供院の再建工事が完了していない19年3月末現在、案件として給付完了率が0%となっている。相手国政府の実施機関

の説明によれば、再建工事が完了していないのは、被災後バンダアチェ市内では建設労働者が不足しており、孤児院の再建工事に着工後、業者が必要な建設労働者を十分に確保することが困難な状況にあることなどによるとしている。なお、上記孤児院の再建工事に係る2件の契約のうちの1件の契約は、およそ80%程度の進捗であるとしている。市場復旧整備事業は、市場設備の修復及び建設工事、市場に配備する度量衡機材の調達を行うものであるが、この給付完了率が40%となっているのは、相手国政府の実施機関の説明によれば、市場建設予定地の周辺住民が建設に反対し、交渉に手間取り、実施案件の選定に日時を要したことなどによるとしている。

このほか、イスラム学校等に対する支援事業では、契約の給付完了率が66.7%となっているが、この案件に係る「マドラッサ、ペサントレン向け学校機材」の契約は、契約相手方の業者が学校機材を納入することができなくなり、18年5月に契約の解除が行われた。その後、同年6月に別の業者と新規に契約が締結され、同年9月に学校機材が納入された。

そして、会計検査院は、これらの案件の工事に係る契約で給付が完了しているもののうち、西海岸道路復旧事業で実施された西海岸道路、放水路復旧事業で実施された放水路、イスラム学校等に対する支援事業で実施された中学校校舎について実地に調査を実施し、これらの施設が完成していることを確認した。また、資材及び機械の調達で給付が完了しているもののうち、ラジオ・テレビ放送支援事業で調達したテレビ放送車両、西海岸道路復旧事業で調達したブルドーザーや振動ローラー、職業訓練センター支援事業で調達した移動職業訓練車、イスラム学校等に対する支援事業で調達した学校機材等について実地に調査を実施し、これらの資機材が被災地に届いていることを確認した。

これら15案件に係る契約の実施状況について、19年3月末現在、締結された契約168件の契約内容等を契約別に整理して示すと、別表1(57ページ)のとおりとなる。

イ モルディブ共和国

(ア) 事業の概要

我が国政府が援助したノンプロ無償資金協力事業の実施に当たっては、モルデ

ィブ共和国政府側から外務省、国家開発計画省、財務省及び各実施機関などの関係機関が、我が国政府側から同国を所轄する在スリランカ日本国大使館が、それぞれ参加して設置された政府間協議会において、モルディブ共和国政府からの要請、案件の選定、資金の配分、案件の実施状況の確認等が行われており、この実施体制については18年報告後の変更はない。

そして、モルディブ共和国政府に供与された20億円について、我が国外務省から提出された資料に基づき、会計検査院が把握した19年3月末現在の事業の概要を、18年報告において示した18年3月末現在と同一の形式で、分野（実施機関）、資金の配分（概算額）、案件名、調達品目、事業内容の別に整理して示すと、表9のとおりであり、18年3月末現在と比べて変更点はない。

表9 事業の概要（モルディブ共和国）

分野 (実施機関)	資金の配分 (概算額)	案件名	調達品目	事業内容
漁業(漁業・農業省)	約5億円	漁業関連設備整備計画	無線機、GPS、魚網、エンジン、発電機、ポンプ、漁船修理用機材、漁船用エンジンオイル、漁船用プロペラ及びシャフト、85フィート漁船	漁船積載用無線機の調達、漁船積載用各種漁具の調達、津波で被災した漁船のエンジン、スプロケット、プロペラ・シャフト等の調達、カツオブ釣り用漁船(新造)の現地調達
社会基盤・行政 (環礁開発省、運輸省、環境・エネルギー・水省)	約12億円	公共施設・設備整備計画	ガン島行政合同庁舎建設、フォド-島行政事務所再建、行政事務所用太陽光発電システム、コースウェイの復旧と再建、ラムアトル配電網復旧計画、下水処理システム改善計画	コースウェイ建設、多目的防災ビル建設、アイランドオフィス建設、配電設備設置、下水システム整備
農業(漁業・農業省)	約2.4億円	農業関連機材供与	トラクター、ピックアップトラック、背負い式スプレーヤー、シュレッダー、温室冷却システム、浸透乾燥機、船舶、発電機、芝刈り機、スプロケット等	津波で被災した農業機材の調達
	約0.6億円	調達代理手数料		上記全案件に係る調達手続きの進捗状況に応じて随時支出される。
	援助額20億円			

(1) 資金の執行状況

我が国政府からモルディブ共和国の政府口座に支払われた資金20億円は、17年3月8日にJICSの管理する調達口座に受け入れられた。そして、モルディブ共和国は、為替相場の変動に対処するために調達口座として新たに米ドル口座を設け、同年11月29日に、16億0108万余円の邦貨額を1334万余米ドルに交換し管理していた。また、残りの1億4730万余円の邦貨額は引き続き円口座で管理していた。

調達口座から19年3月末までに支払われた額は、表10のとおり、16億1710万余円

(米ドル貨による支払額を邦貨に換算した額を含む。)であり、19年3月末の調達口座における残高は563万余円及び3,182,777.54米ドル(邦貨換算額3億8193万余円)、計3億8756万余円となっている。この残高は、18年報告において記述した18年3月末の調達口座における残高1億3606万余円及び10,504,212.91米ドル(邦貨換算額12億6050万余円)、計13億9657万余円と比べて、10億0900万余円減少している。

表10 資金の月別執行状況(モルディブ共和国)

年月	政府口座から調 達口座への受入 金額(円)	調達口座での資金の執行状況					支払後の残高(無 単位は円、\$は米ド ルを示す)
		件数 注(1)	契約		支払		
			金額(円)	契約締 結率(%)	金額(円)	支払率 (%)	
17.1	0	1	59,628,543	3.0	0	0.0	0
2	0	0	0	3.0	0	0.0	0
3	2,000,002,235	0	0	3.0	0	0.0	2,000,002,235
4	0	1	481,328	3.0	0	0.0	2,000,002,235
5	0	1	43,746,125	5.2	0	0.0	2,000,002,235
6	0	0	0	5.2	16,715,537	0.8	1,983,286,698
7	0	1	102,304,000	10.3	0	0.8	1,983,286,698
8	0	4	107,054,272	15.7	0	0.8	1,983,288,013
9	0	2	51,217,802	18.2	20,744,314	1.9	1,962,543,699
10	0	5	185,830,600	27.5	14,449,006	2.6	1,948,094,693
11	0	3	1,175,007,036	86.3	199,702,220	12.6	147,304,001 \$13,342,403.94
12	0	1	148,596,805	93.7	311,835,398	28.2	147,304,001 \$10,743,775.62
18.1	0	0	0	93.7	1,506,157	28.2	147,304,001 \$10,731,224.31
2	0	0	0	93.7	34,554,007	30.0	136,066,407 \$10,543,396.94
3	0	1	82,802,775	97.8	4,702,084	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91 邦貨換算額計 1,396,571,956
小計	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	
18.4	0	0	0	97.8	77,827,876	34.1	102,822,264 \$10,132,681.80
5	0	0	0	97.8	27,095,147	35.5	102,822,264 \$9,906,888.91
6	0	0	0	97.8	44,812,491	37.7	102,822,264 \$9,533,451.48
7	0	1	138,554,625	90.9	264,003,131	50.9	102,822,264 \$7,333,425.39
8	0	1 2 1	55,042,492 (137,845,267) (82,802,775)	93.7	63,034,645	54.0	102,822,264 \$6,829,400.92
9	0	0	0	93.7	109,084,579	59.5	102,822,264 \$5,920,362.76
10	0	0	0	93.7	217,508,648	70.4	102,822,264 \$4,107,790.70
11	0	0	0	93.7	0	70.4	102,822,264 \$4,107,790.70
12	0	2	124,566,686	99.9	186,888,116	79.7	5,633,264 \$3,360,298.06
19.1	0	1	124,109,425	93.7	8,395,889	80.1	5,633,264 \$3,290,332.32
2	0	0	0	93.7	13,398,012	79.5	5,633,264 \$3,413,115.80
3	0	0	18,072,244	94.6	27,640,591	80.9	5,633,264 \$3,182,777.54 邦貨換算額計 387,566,568
小計	0	1	64,982,628	94.6	1,012,893,101	80.9	
合計	2,000,002,235	21	1,891,686,658	94.6	1,617,101,824	80.9	

- 注(1) 1件はJICSとの調達代理契約を示し、59,628,543円は同契約により調達口座からJICSに支払うことになる調達代理手数料として計算された額の概算額(上限額)を示す。
- 注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息2,235円を含む。
- 注(3) 「支払後の残高」には調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。
- 注(4) 「契約」、「支払」各欄の件数、金額の(マイナス)表示は契約解除に係るものである。
- 注(5) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点第2位以下を四捨五入している。

そして、19年3月末現在の資金の執行状況についてみると、契約締結済額は21件、18億9168万余円で、資金供与額20億円に対する契約締結済額の割合である契約締結率は94.6%となっており、18年3月末現在の契約締結率97.8%と比べて低下している。これは、18年4月以降、契約を途中で解除したものが3件、これに代わり新規に契約を締結したものが4件あるなどのため、契約締結額が6498万余円減少したことによるものである。また、支払済額は16億1710万余円で、資金供与額20億円に対する支払済額の割合である支払率は80.9%となっており、18年3月末現在の支払率30.2%と比べて大幅に上昇している。これは施設の建設工事に係る契約において、工事の施工が進ちよくし、この工事の進ちよくに応じて出来高払いを行っているなどのため、支払済額が10億1289万余円増加したことによるものである。

(ウ) 案件に係る契約の進ちよく状況

各案件に係る契約の進ちよく状況についてみると、表11のとおり、19年3月末現在で、予定契約件数は20件であり、このうち、契約相手方の選定を開始したものは20件、業者との契約の締結を終了したものは20件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものは15件となっている。これらは、18年報告において記述した18年3月末現在の件数と比べて、予定契約件数が1件、契約相手方の選定を開始したものが1件、業者との契約の締結を終了したものが1件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものが7件、それぞれ増加している。

表11 案件に係る契約の進ちょく状況（モルディブ共和国）

19年3月末現在

案 件 名	予定契約件数 a	契約進ちょくの段階					
		契約相手方の選定開始		契約締結の終了		契約に基づく給付の完了	
		件数 b	割合(%) b/a	件数 c	割合(%) c/a	件数 d	割合(%) d/a
漁業関連設備整備計画	10 <9>	10 <9>	100.0 <100.0>	10 <9>	100.0 <100.0>	6 <6>	60.0 <66.7>
公共施設・設備整備計画	5 <5>	5 <5>	100.0 <100.0>	5 <5>	100.0 <100.0>	5 <0>	100.0 <0.0>
農業関連機材供与	5 <5>	5 <5>	100.0 <100.0>	5 <5>	100.0 <100.0>	4 <2>	80.0 <40.0>
3案件合計	20 <19>	20 <19>		20 <19>		15 <8>	
18年3月末現在と比べた増加件数	1	1		1		7	

(注) 下段< >書きは18年報告において示した18年3月末現在のものである。

これを案件別にみると、上記3案件は、18年報告における18年3月末現在と同様、すべての契約の締結が終了している。

また、給付完了率が100%となっている案件は 公共施設・設備整備計画の1案件であり、 農業関連機材供与では80.0%、 漁業関連設備整備計画では60.0%の給付完了率となっている。

19年3月末現在の給付完了率の状況は、18年報告において記述した18年3月末現在と比べて、100%となっている案件が1件、50%以上100%未満となっている案件が1件、それぞれ増加している。

給付完了率が100%となっている 公共施設・設備整備計画に係る契約の内容は、コースウェイ（海岸の土手道）、行政庁舎、下水処理システム及び電力配電網の公共的な生活基盤施設の建設契約であった。そして、外務省の説明によれば、この 公共施設・設備整備計画では、JICAが津波等災害の発生直後に緊急開発調査を実施し、設計作業と入札図書の技術的資料の作成作業を行ったことにより契約が早期に締結され、施工が順調に進み、完了したとしている。

このほか、 漁業関連設備整備計画では、契約の給付完了率が60.0%となっているが、この案件に係る85ft漁船の建造契約については、当初締結した契約3件が契約相手方の造船会社の事情により漁船の建造を続けることができないことが判明したため、政府間協議会において契約解除の可否及び解除後の対応策が協議された。その結果、85ft漁船の建造契約3件は18年7月、8月及び19年1月に契約の解除が行われ、前払金が支払われていた1件は全額が返還されることとなっている。そして、別の造船会社2社と契約4件が18年8月及び12月に締結された。これにより漁

船の引渡しは19年6月から12月までに行われることとなった。

そして、会計検査院は、これらの案件の工事に係る契約で給付が完了しているもののうち、公共施設・設備整備計画で実施されたコースウェイ、行政庁舎、下水処理システム及び電力配電網について実地に調査を実施し、これらの施設が完成していることを確認した。また、資材及び機械の調達で給付が完了しているもののうち、漁業関連設備整備計画等で調達した漁船排水用ポンプ、発電機等について、配布されたディフシ島の漁民の漁船を実地に調査し、これらの資機材が被災地に届いていることを確認した。

これら3案件に係る契約の実施状況について、19年3月末現在、締結された契約20件の契約内容等を契約別に整理して示すと、別表2（65ページ）のとおりとなる。

ウ スリランカ共和国

(ア) 事業の概要

我が国政府が援助したノンプロ無償資金協力事業の実施に当たっては、スリランカ共和国政府側から財務計画省、各実施機関などの関係機関が、我が国政府側から在スリランカ日本国大使館が、それぞれ参加して設置された政府間協議会において、スリランカ共和国政府からの要請、案件の選定、資金の配分、案件の実施状況の確認等が行われており、この実施体制については18年報告後の変更はない。

そして、スリランカ共和国政府に供与された80億円について、外務省から提出された資料に基づき、会計検査院が把握した19年3月末現在の事業の概要を、18年報告において示した18年3月末現在と同一の形式で、分野（実施機関）、資金の配分（概算額）、案件名、調達品目、事業内容の別に整理して示すと、表12のとおりであり、18年3月末現在と比べて変更点はない。

表12 事業の概要（スリランカ共和国）

分野 (実施機関)	資金の配分 (概算額)	案件名	調達品目	事業内容
衛生・生活（都市開発・水供給省）	約16億円	中古パキムカの輸送及び高圧洗浄機の購入計画	パキムカの輸送、スパーアーツ、高圧洗浄機、技術者の派遣、し尿処理施設	被災地住民の衛生管理
生活（都市開発・水供給省、電力省、住宅建設工業省）		給水車及び貯水タンクの購入計画	給水車、貯水タンク	被災地住民の生活用水確保
		上水道の再整備（水管橋他の整備）	水管橋、メーター、パイプ	被災地住民の飲料水供給体制の整備
		発電機（100台）購入計画	発電機配布・設置	被災地住民の電力改善
		被災者用住宅	住宅	被災地住民の住宅供給改善
輸送（ハウェイ省、住宅建設工業省）	約16億円	建設用重機械及び既存機械のスパーアーツの購入計画	建設機械スパーアーツ、建設機械	被災地域の道路等の改善
		橋梁工事計画（Galle-Matara）	南部5橋梁等修復工事に関する役務	被災地域の橋梁等復旧
治安（警察庁）	約3億円	警察署建設計画（6箇所）	建設工事、施工監理	被災地域の警察署復旧
教育（教育省）	約15億円	小中学校再建計画（14校）	再建に関する役務	被災地域の学校復旧
漁業（漁業水産資源省）	約21億円	漁業用資機材購入計画	船外機用コンテナクックトップ、コンテナタイプ製氷機、冷蔵庫、漁船補修材料、漁具、船外機、漁船、船外機スパーアーツ、漁船修復人件費、港湾施設、日本型訓練船、現地型マルチボート	被災地域の漁業改善
医療（保健省）	約2億円	医療関連機材購入計画	病院機材、回診車、狂犬病対策用機材	被災地の医療レベルの回復及び向上
行政（行政・国内問題省）	約2億円	津波被災地巡回車両調達計画	ピックアップトラック（4WD）、ピックアップトラック（4WD）アクセサリ、ピックアップトラック（4WD）レンタカー借上げ	被災地域の復興活動支援
治安（警察庁）	約2億円	災害時緊急通報用機材調達計画	車載用サイレン、メガホン、救命胴衣	今後の災害時における緊急通報機能の改善
生活（住宅建設工業省）	約1億円	地質調査・建設資材強度検査・環境検査用機材調達計画	地質調査機材一式、土質検査機材一式、環境検査機材一式	被災地の建築物建設技術の向上と品質の確保
	約2億円	調達代理手数料		上記全案件に係る調達手続の進捗よく状況に応じて随時支出される。
	援助額80億円			

(1) 資金の執行状況

我が国政府からスリランカ共和国の政府口座に支払われた資金80億円は、17年3月10日にJICSの管理する調達口座に受け入れられた。そして、調達口座から19年3月末までに支払われた額は、表13のとおり、62億0112万余円であり、19年3月末の調達口座における残高は17億9889万余円となっている。この残高は、18年

報告において記述した18年3月末の調達口座における残高45億7636万余円と比べて、27億7747万余円減少している。

表13 資金の月別執行状況(スリランカ共和国)

年月	政府口座から調達口座への受入金額(円)	調達口座での資金の執行状況					
		契約			支払		支払後の残高(円)
		件数	金額(円)	契約締結率(%)	金額(円)	支払率(%)	
17.1	0	0	0	0.0	0	0.0	0
2	0	注(1) 2	193,749,430	2.4	0	0.0	0
3	8,000,009,316	14	176,541,376	4.6	0	0.0	8,000,009,316
4	0	5	377,535,876	9.3	3,051,583	0.0	7,996,957,733
5	0	5	235,616,377	12.3	116,928,023	1.5	7,880,029,710
6	0	6	330,411,199	16.4	133,248,835	3.2	7,746,780,875
7	0	11	2,221,225,803	44.2	283,134,162	6.7	7,463,646,713
8	0	6	184,634,444	46.5	666,834,761	15.0	6,796,816,773
9	0	7	1,018,080,012	59.2	233,520,494	18.0	6,563,296,279
10	0	11	696,027,925	67.9	296,584,053	21.7	6,266,712,226
11	0	7	310,143,594	71.8	371,582,055	26.3	5,895,130,171
12	0	10	1,522,903,073	90.8	524,355,556	32.9	5,370,774,615
18.1	0	0	0	90.8	297,187,831	36.6	5,073,586,784
2	0	1	69,810,747	91.7	225,489,861	39.4	4,848,096,923
3	0	1	170,063,434	93.8	271,732,012	42.8	4,576,364,911
小計	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	
18.4	0	0	26,139,326	93.5	163,268,848	44.8	4,413,096,063
5	0	0	6,275,130	93.6	158,920,200	46.8	4,254,175,863
6	0	6	21,904,806	93.3	131,171,143	48.5	4,123,004,720
7	0	1	1,041,540	93.3	281,495,508	52.0	3,841,509,212
8	0	0	52,785,621	94.0	163,627,710	54.0	3,677,881,502
9	0	0	17,241	94.0	224,469,573	56.8	3,453,411,929
10	0	1	77,424,298	95.0	41,380,960	57.3	3,412,030,969
11	0	1	177,918,108	97.2	372,377,272	62.0	3,039,653,697
12	0	1	61,780,310	97.9	76,785,175	63.0	2,962,868,522
19.1	0	0	10,992,986	98.1	226,683,830	65.8	2,736,184,692
2	0	0	68,701,900	97.2	434,979,352	71.2	2,301,205,340
3	0	0	0	97.2	502,312,093	77.5	1,798,893,247
小計	0	10	271,454,720	97.2	2,777,471,664	77.5	
合計	8,000,009,316	96	7,778,198,010	97.2	6,201,120,890	77.5	

注(1) 件数2件のうち1件はJICSとの調達代理契約を示し、193,749,430円は同契約により調達口座から、JICSに支払うことになる調達代理手数料として計算された額の概算額(上限額)191,780,822円を含む。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息9,316円を含む。

注(3) 「支払後の残高」には調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(4) 「契約」欄の金額の(マイナス)表示は、契約の減額変更及び現地通貨建ての契約金額の邦貨換算に用いるレートの見直しに係るものである。

注(5) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点第2位以下を四捨五入している。

そして、19年3月末現在の資金の執行状況についてみると、契約締結済額は96件、77億7819万余円で、資金供与額80億円に対する契約締結済額の割合である契約締結率は97.2%となっており、18年3月末現在の契約締結率93.8%と比べて上昇している。これは、18年4月以降、新規に契約を締結したものが10件あるなどのため、契約締結額が2億7145万余円増加したことによるものである。また、支払済額は62億0112万余円で、資金供与額80億円に対する支払済額の割合である支払率は77.5%となっており、18年3月末現在の支払率42.8%と比べて上昇している。これは施設の建設工事に係る契約において、工事の施工が進ちよくし、この工事の進ちよくに応じて出来高払いを行っているなどのため、支払済額が27億7747万余円増加したことによるものである。

(ウ) 案件に係る契約の進ちよく状況

各案件に係る契約の進ちよく状況についてみると、表14のとおり、19年3月末現在で、予定契約件数は96件であり、このうち、契約相手方の選定を開始したものは96件、業者との契約の締結を終了したものは95件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものは54件となっている。これらは、18年報告において記述した18年3月末現在の件数と比べて、予定契約件数が2件、契約の相手方の選定を開始したものが11件、業者との契約の締結を終了したものが10件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものが28件、それぞれ増加している。

表14 案件に係る契約の進ちょく状況（スリランカ共和国）

19年3月末現在

案 件 名	予定契約件数 a	契約進ちょくの段階					
		契約相手方の選定開始		契約締結の終了		契約に基づく給付の完了	
		件数 b	割合(%) b/a	件数 c	割合(%) c/a	件数 d	割合(%) d/a
中古バキュームカーの輸送及び高压洗浄機の購入計画	8 <8>	8 <8>	100.0 <100.0>	8 <8>	100.0 <100.0>	4 <4>	50.0 <50.0>
給水車及び貯水タンの購入計画	2 <2>	2 <2>	100.0 <100.0>	2 <2>	100.0 <100.0>	2 <2>	100.0 <100.0>
上水道の再整備（水管橋他の整備）	4 <4>	4 <4>	100.0 <100.0>	4 <4>	100.0 <100.0>	4 <2>	100.0 <50.0>
発電機(100台)購入計画	2 <2>	2 <2>	100.0 <100.0>	2 <2>	100.0 <100.0>	2 <1>	100.0 <50.0>
被災者用住宅	5 <5>	5 <5>	100.0 <100.0>	5 <5>	100.0 <100.0>	0 <0>	0.0 <0.0>
建設用重機械及び既存機械のスペアパーツの購入計画	4 <4>	4 <4>	100.0 <100.0>	4 <4>	100.0 <100.0>	4 <4>	100.0 <100.0>
橋梁工事計画(Galle-Matara)	5 <4>	5 <4>	100.0 <100.0>	4 <4>	80.0 <100.0>	2 <0>	40.0 <0.0>
警察署建設計画（6箇所）	14 <12>	14 <12>	100.0 <100.0>	14 <12>	100.0 <100.0>	8 <0>	57.1 <0.0>
小中学校再建計画（14校）	24 <22>	24 <22>	100.0 <100.0>	24 <22>	100.0 <100.0>	4 <2>	16.7 <9.1>
漁業用資機材購入計画	14 <14>	14 <14>	100.0 <100.0>	14 <14>	100.0 <100.0>	10 <6>	71.4 <42.9>
医療関連機材購入計画	3 <3>	3 <3>	100.0 <100.0>	3 <3>	100.0 <100.0>	3 <0>	100.0 <0.0>
津波被災地巡回用車両調達計画	5 <5>	5 <5>	100.0 <100.0>	5 <5>	100.0 <100.0>	5 <5>	100.0 <100.0>
災害時緊急通報用機材調達計画	2 <3>	2 <0>	100.0 <0.0>	2 <0>	100.0 <0.0>	2 <0>	100.0 <0.0>
地質調査・建設資材強度検査・環境検査用機材調達計画	4 <6>	4 <0>	100.0 <0.0>	4 <0>	100.0 <0.0>	4 <0>	100.0 <0.0>
14案件合計	96 <94>	96 <85>		95 <85>		54 <26>	
18年3月末現在と比べた増加件数	2	11		10		28	

(注) 下段< >書きは18年報告において示した18年3月末現在のものである。

これを案件別にみると、橋梁工事計画を除く13案件で契約の締結が終了している。これは、18年報告において記述した18年3月末現在の契約締結が終了した12案件に比べて、1案件増加している。

給付完了率が100%となっている案件は 給水車及び貯水タンクの購入計画等8案件、50%以上100%未満となっている案件は 中古バキュームカーの輸送及び高压洗浄機の購入計画等3案件である。また、給付完了率が50%未満となっている案件は 橋梁工事計画等3案件であり、このうち、被災者用住宅は給付完了率が0%であった。

19年3月末現在の給付完了率の状況は、18年報告において記述した18年3月末現在と比べて、100%となっている案件は5件増加し、また、0%となっている案件は5

件減少している。

給付完了率が高くなっている案件では、被災住民に必要な医療や水道関連の資機材の調達契約が多い。また、給付完了率が低くなっている案件では、被災者用住宅の建設、小中学校の再建、橋梁の修復等の工事契約が多い。

給付完了率が100%となっている案件に係る契約の内容は、給水車及び貯水タンクの購入計画では給水車及び貯水タンク、発電機購入計画では発電機、建設用重機械及び既存機械のスペアパーツの購入計画では建設用重機械、医療関連機材購入計画では医療関連機材などの機械及び機材の調達契約であり、上水道の再整備では水管橋修復工事の契約であった。この水管橋修復工事契約では、外務省の説明によれば、JICAが津波等災害の発生直後に緊急開発調査を実施し、設計作業と入札図書の技術的資料の作成作業を行ったことにより契約が早期に締結され、施工が順調に進み、完了したとしている。

また、給付完了率が50%未満となっている案件に係る契約の内容は、被災者用住宅では住宅、橋梁工事計画ではコースウェイ、小中学校再建計画では小中学校校舎の建設工事に係る契約であり、工事に係る給付が完了していないものが多い。これらの案件のうち、被災者用住宅、橋梁工事計画、小中学校再建計画の各案件には、国土の北部・東部地域において実施する施設の修復、建設に係る契約で給付が完了していないものがある。これは、相手国政府の実施機関の説明等によれば、18年4月頃から治安状況が急激に悪化したため、工事関係者の安全確保及び円滑な工事の実施が困難な状況にあることなどによるとしている。なお、そのうちの橋梁工事計画に係る東部コースウェイ修復工事契約は、70%程度の進捗であるとしている。

このほか、警察署建設計画では、契約の給付完了率が57.1%となっているが、この案件に係るクッチャベリ警察署の再建工事契約は、工事の実施場所が治安の一段と悪化した北部地域に存在するため、18年5月に政府間協議会においてその実施が困難であると判断され、同年7月にスリランカ共和国政府が本件工事を中止した。

そして、会計検査院は、これらの案件の工事に係る契約で給付が完了しているもののうち、上水道の再整備で実施したマータラ水管橋、橋梁工事計画で実施したシーニガマ橋及びマッガラ橋、警察署建設計画で実施したラトガマ警察

署、小中学校再建計画で実施したクダウェラ校について実地に調査を実施し、これらの施設が完成していることを確認した。また、資材及び機械の調達で給付が完了しているもののうち、給水車及び貯水タンクの購入計画で調達した貯水タンク、発電機購入計画で調達した発電機、建設用重機械及び既存機械のスペアパーツの購入計画で調達したブルドーザー、漁業用資機材購入計画で調達した漁船エンジン等について実地に調査を実施し、これらの資機材が被災地に届いていることを確認した。

これら14案件に係る契約の実施状況について、19年3月末現在、締結された契約95件の契約内容等を契約別に整理して示すと、別表3（67ページ）のとおりとなる。

エ 外務省におけるノンプロ無償資金協力事業の実施に関する評価等

外務省は、18年報告で記述したように、津波等災害の発生から1年後の17年12月に、「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害2国間無償資金協力に係る中間評価報告書」を公表し、その報告書において、ノンプロ無償資金協力事業の案件の進捗状況、案件の妥当性、施設及び機材の活用度、案件完了後に期待される効果等についての中間評価を行った。外務省は、ノンプロ無償資金協力事業が完了していないことから、その後、事後評価を行っていないが、事業の完了後において事後評価を実施する予定であり、その具体的な時期、内容等について検討中であるとしている。

会計検査院としては、19年3月末現在、ノンプロ無償資金協力事業が実施中であり、外務省による事後評価が行われていないため、援助の対象となった施設及び機材は当初決定された事業内容に即し被災地においてその趣旨に沿って使用されているかについて検査する段階にないが、同事業が完了した後において、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が実施する事後評価を踏まえて、今後の利活用の状況について検査していくこととする。

4 検査の結果に対する所見

ア 会計検査院は、我が国が17年1月にインドネシア共和国に対して146億円、モルディブ共和国に対して20億円、スリランカ共和国に対して80億円の資金を供与したノンプロ無償資金協力事業の実施状況について、18年次に引き続き19年次においても、施設の建設や機材の調達のために供与された資金の執行状況を中心に、有効性等の観点か

ら検査した。

案件実施のために締結した契約についてみると、表15のとおり、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、19年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では18年3月末現在と同様に90%以上となっており、インドネシア共和国では18年3月末現在の58.4%から89.8%に上昇していた。

資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、19年3月末現在、インドネシア共和国では62.7%、モルディブ共和国では80.9%、スリランカ共和国では77.5%となっていた。これは、ノンプロ無償資金による事業の内容は、施設の工事に係る契約が多く、契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進ちょくに依りて資金を支払うことになっているため、18年3月末現在に比べて工事が進ちょくし、3箇国の19年3月末現在の支払率が上昇したことによるものである。そして、調達口座における残高は、19年3月末において、インドネシア共和国では約54億円、モルディブ共和国では約4億円、スリランカ共和国では約18億円に減少していた。

表15 3箇国の資金の執行状況の推移

国名	年月	政府口座から調達 口座への受入金額 (円)	調達口座での資金の執行状況					
			契約			支払		支払後の残高(無 単位は円、\$は米 ドル)
			件数	金額(円)	契約締結率 (%)	金額(円)	支払率 (%)	
インドネシア 共和国	18年 3月末	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	11,609,387,055
	19年 3月末	14,600,059,325	169	13,106,386,978	89.8	9,156,431,271	62.7	5,443,628,054
モルディブ 共和国	18年 3月末	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91 邦貨換算額計 1,396,571,956
	19年 3月末	2,000,002,235	21	1,891,686,658	94.6	1,617,101,824	80.9	5,633,264 \$3,182,777.54 邦貨換算額計 387,566,568
スリランカ 共和国	18年 3月末	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	4,576,364,911
	19年 3月末	8,000,009,316	96	7,778,198,010	97.2	6,201,120,890	77.5	1,798,893,247

注(1) 契約件数にはJICSとの調達代理契約が含まれ、契約金額にはその概算額(上限額)が含まれる。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息(インドネシア共和国59,325円、モルディブ共和国2,235円、スリランカ共和国9,316円)を含む。

注(3) モルディブ共和国及びスリランカ共和国における「支払後の残高」は、調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(4) インドネシア共和国及びモルディブ共和国については、一部の案件において締結された既存の契約が解除され、これに代わり新規に契約を締結するなどしているものがあり、モルディブ共和国では、18年3月末現在と比べ、契約締結率は低下している。

注(5) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点第2位以下を四捨五入している。

イ ノンプロ無償資金協力事業の中には、契約が締結されたが給付が完了に至っていない案件や、一部の案件において締結された既存の契約が解除され、これに代わり新規に契約を締結するなどしているものも見受けられる。これらの案件については、外務省において、被災地における需要等に応じた的確な実施や給付の早期完了に向けて相手国政府と一層連携し、また、相手国政府に働きかけを継続して行うことが必要である。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに必要な施設が建設され機材が調達されて、これらの施設や機材が被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、会計検査院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業に係る資金の執行状況について引き続き検査し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、事業が更に進ちょくし、ノンプロ無償資金協力事業が完了することとなった場合には、中長期的な事業効果が期待される災害復興のための施設の案件も含まれていることなどから、外務省においては、事業効果の評価を的確に行うことが必要である。

そして、会計検査院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について引き続き検査していくこととする。

別表1 締結された契約の内訳（インドネシア共和国）

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
1. 緊急支援物資（医薬品・医療器具）供与事業			
医薬品及び医療器具 (PT. Kimia Farma Trading & Distribution)	60,377,412円	17. 7. 7 (17. 8.24)	完了
医療器具第2弾 (PT. Sumitomo Indonesia)	60,913,865円	18. 3.17 (18. 3.24) (18. 6.30)	完了
医薬品の使用状況等に係るモニタリング役務 (PT. Manggala Jiwa Mukti)	5,392,496円	17.12. 7	完了
医薬品第2弾 (PT. Alhas Jaya Group)	213,963,011円	* 18.12.21	
医薬品第2弾（薬品倉庫用機材） (PT. Gita Vidya Utama)	38,738,444円	* 18.12.21	
小計 5件	379,385,228円		
2. 保健所復旧事業			
救急車 (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	53,741,100円	18. 3. 2	完了
巡回治療用車両 (PT. Starion Berlian Indonesia)	105,349,485円	18. 2.23 (18. 5.22)	完了
薬剤運搬用トラック (PT. Starion Berlian Indonesia)	7,560,520円	18. 1.17	完了
医療従事者用バイク (CV. New Sentosa)	5,000,000円	18. 1.17	完了
保健所支援事業に係る研究所用実験室機材 (PT. Kanbutsu Indonesia)	16,145,159円	18. 2.15	完了
保健所向け医療キット (PT. Alhas Jaya Group)	47,000,000円	18. 3. 3	完了
保健所（ブスケスマス）再建に関する役務（施工 監理） (PT. Multi Area Conindo)	8,581,000円	18. 1.12 (18. 3.24)	完了
保健所（ブスケスマス）再建工事（施工業者） (PT. Daya Mulia Turangga)	144,400,000円	18. 1.30	完了
小計 8件	387,777,264円		
3. ラジオ・テレビ放送支援事業			
ラジオ局向け事務用家具 (PT. Elite Permai Metal Works Ltd.)	IDR 91,358,000.00	17. 6.20	完了
ラジオ局及びテレビ局向け取材車両（ミニバン） (PT. Indomobil Trada Nasional)	IDR 509,700,000.00	17. 7.27	完了
ラジオ局向け緊急機材 (住友商事株式会社)	24,838,000円	17. 8.18	完了
ラジオ局復旧事業向け放送機材 (住友商事株式会社)	349,200,000円	17.10.31	完了
ラジオ局の建物改修（施工業者） (PT. Piyeung Jaya Perkasa)	24,044,000円	17.12.26	完了
テレビ局向け取材車両（ピックアップトラック） (PT. Indomobil Trada Nasional)	IDR 216,000,000.00	17. 7.27	完了
テレビ放送機材（放送送信機） (住友商事株式会社)	87,292,000円	* 18.10.20	
テレビ放送機材（中継車） (PT. Senjaya Bersama Utama)	117,500,000円	* 18.10.30	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
テレビ放送機材 (取材機材) (PT.Harpa Gita Era)	50,537,052円	* 18.10.31	完了
テレビ放送機材 (ビデオ編集機材) (PT.Harpa Gita Era)	43,396,656円	* 18.10.31	完了
テレビ放送機材 (EFPシステム搭載車両) (PT.Senjaya Bersama Utama)	60,000,000円	* 18.10.30	完了
テレビ放送機材 (取材車両) (PT.Gita Vidya Utama)	6,300,000円	* 18.10.18	完了
テレビ局向けスタジオ・放送送出用機材 (PT.Harpa Gita Era)	98,000,000円	* 19. 1. 5	
テレビ局向け衛星中継車 (PT.Senjaya Bersama Utama)	45,000,000円	* 19. 1. 5	
テレビ局向け空調機材 (PT.Serdang Mandiri Perkasa)	15,709,177円	* 19. 2.27	
小計15件	921,816,885円 817,058,000.00 IDR		
4. 西海岸道路復旧事業			
道路建設用機械 (4台) (PT.Equipindo Perkasa)	34,364,950円	17. 5. 4	完了
道路建設用車両 (10台) (PT.Marubeni Indonesia)	12,256,810円	17. 5. 4	完了
道路建設用車両 (18台) (PT.Itochu Indonesia)	61,189,920円	17. 5. 6	完了
道路建設用機械 (5台) (PT.Daya Kobelco Construction Machinery)	54,223,650円	17. 5. 9	完了
道路建設用機械 (2台) (Sojitz Corporation)	28,513,000円	17. 5.10	完了
道路建設用機械 (2台) (PT.United Tractor)	44,458,653円	17. 5.10	完了
道路建設用車両 (第2弾) (PT.Pundi Kencana Mas)	7,095,950円	17. 7. 1	完了
道路建設用車両、機械 (第2弾) (PT.Equipindo Perkasa)	169,572,439円	17. 7. 1 (17. 9.21)	完了
道路建設用機械 (第2弾) (株式会社シリウス)	9,411,800円	17. 7.11	完了
道路建設用機械 (第2弾) (双日株式会社)	47,307,300円	17. 7.12	完了
道路工事用資材 (PT.Bevananda Mustika)	10,173,000円	17. 8. 1	完了
道路工事用資材 (PT.Wijaya Karya Intrade)	26,035,072円	17. 8. 1	完了
道路建設に関する役務 (施工監理) (コンソーシアム : 片平エンジニアリング、PT.Virama Karya, PT.Cipta Strada, PT.Perent Jana Djaya, PT. Herda Carte r Indonesia)	214,941,000円	17. 7.13 (18. 2.27) (18.10. 4)	完了
道路建設工事 (施工業者) (PT.Adhi Karya(persero)Tbk)	3,259,923,504円	17.11.28 (18. 6.29)	完了
道路建設用機械 (第2弾) (PT.United Tractor)	35,074,545円	17. 9.13	完了
道路建設用機械 (第2弾) (Itochu Corporation)	63,915,520円	17. 9.13	完了
道路整備計画に係わる輸送役務 (PT.Quarta Airindo Sakti)	658,224円	* 18.10. 6	完了
小計17件	4,079,115,337円		

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
5.放水路(護岸工事)復旧事業			
護岸工事に用建設機械 (伊藤忠商事株式会社)	42,974,436円	17. 6.22	完了
護岸工事に用建設機械 (PT.Daya Kobelco Construction Machinery)	80,000,000円	17. 6.27	完了
護岸工事に用ダンプトラック (PT.Itochu Indonesia)	38,453,900円	17. 6.27	完了
護岸工事に用散水車 (PT.Pundi Kencana Mas)	5,105,104円	17. 6.27	完了
護岸工事に用建設機械 (PT.United Tractor)	49,997,364円	17. 6.27	完了
護岸工事に用建設機械 (双日株式会社)	59,416,000円	17. 7. 5	完了
護岸工事に用資材 (PT.Bevananda Mustika)	55,905,600円	17. 7.20	完了
護岸工事に用資材 (PT.Wijaya Karya Intrade)	4,664,000円	17. 7.22	完了
護岸用車両 (PT.Marubeni Indonesia)	19,500,000円	17. 8.15	完了
護岸工事に係わる移動式掘削機 (豊田通商株式会社)	73,890,000円	18. 1.16 (18. 5.12)	完了
護岸工事に係わる移動式ポンプ (PT.Djawa Baru)	26,502,500円	17.12.27	完了
掘削機のトレーニングと関連機材 (PT.Andri Technindo)	17,890,000円	* 19. 3. 7	完了
護岸用ピックアップトラック (PT.Sandebaja Perkasa)	10,671,660円	* 18. 8.16	完了
護岸用クレーン付きトラック (PT.Itochu Indonesia)	13,023,700円	* 18. 8.16	完了
護岸用タンデムローラー (PT.United Tractor Tbk.)	11,114,670円	* 18. 8.16	完了
護岸用ハンドガイドローラー (PT.Equipindo Perkasa)	1,475,400円	* 18. 8.16	完了
護岸工事に係る工事役務 (PT.Bina Pratama Persada)	32,388,863円	17.11. 1	完了
護岸工事に係る役務(施工監理) (PT.Tri Tunggal Pratyaksa)	48,672,962円	17.10.31 (18.11.30)	
護岸復旧工事(施工業者) (PT.Adhi Karya(persero)Tbk)	159,043,409円	17.12.12	完了
護岸復旧工事(施工業者) (PT.Waskita Karya(persero))	148,219,034円	17.12. 8 (18. 8.24)	完了
護岸復旧工事(施工業者) (PT.Istaka Karya(persero))	26,171,608円	17.12. 8	完了
護岸復旧工事(施工業者) (PT.Istaka Karya(persero))	36,823,300円	17.12. 8	完了
小計22件	961,903,510円		
6.水道・衛生施設復旧事業			
上下水道整備用給水車 (PT.Pundi Kencana Mas)	15,315,312円	17. 6.27	完了
上下水道整備用ダンプトラック (PT.Itochu Indonesia)	34,778,150円	17. 6.27 (17. 7.11)	完了
上下水道整備用建設機械 (PT.Daya Kobelco Construction Machinery)	40,100,000円	17. 6.27 (17. 7. 4)	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
上下水道整備用建設機械 (双日株式会社)	90,414,000円	17. 7. 5	完了
上水道整備計画に係る輸送役務 (PT.Quarta Airindo Sakti)	IDR 72,630,000.00	17. 9. 1 (17.10.25)	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向けバキュームカー (PT.Sandebaja Perkasa)	7,185,750円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向けゴミ収集用アーム ロールトラック (CV.New Sentosa)	21,562,499円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向け消防車 (PT.Pundi Kencana Mas)	35,487,720円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向け消防車 (PT.Hidup Indah Abadi)	16,086,956円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向けトラック (PT.Itochu Indonesia)	12,555,810円	17.10.27	完了
水道工事に係わる役務(施工監理) (PT.Arkonin Engineering Manggala Pratama)	47,184,265円	17.11.29 (19. 3.23)	
水道復旧事業に係わる施工業者(バンダアチェ) (Glynwed Pipe System(Asia)PTE Ltd.)	666,425,737円	17.12.23 (19. 3.28)	
水道復旧事業に係わる施工業者(アチェプサル、 ニアス島) (Glynwed Pipe System(Asia)PTE Ltd.)	194,599,229円	17.12.23	完了
小計13件	1,181,695,428円 72,630,000.00 IDR		
7. 孤児院再建事業			
孤児院修復・再建工事に係わる役務(設計調査、 施工監理) (PT.Bina Karya(Persero))	23,673,800円	17.12.26	
孤児院修復・再建工事パッケージ1(施工業者) (PT.Istaka Karya(Persero))	153,497,000円	17.12.26	
孤児院施工工事パッケージ2(施工業者) (PT.Istaka Karya(Persero))	142,567,000円	*18. 7.24 (18. 9.29)	
孤児院向け機材 (PT.Kanbutsu Indonesia)	31,662,574円	18. 2.10	
小計 4件	351,400,374円		
8. 漁業支援事業			
漁業支援事業向けピックアップトラック (PT.Equipindo Perkasa)	2,636,750円	17.10.14	完了
漁業支援事業向け建設機械 (PT.Daya Kobelco Construction Machinery)	10,000,000円	17.10.14	完了
漁業支援事業向け車両 (PT.Itochu Indonesia)	1,716,140円	17.10.21	完了
漁業支援事業に係る養殖研究所向け機材 (オガワ精機株式会社)	17,796,357円	18. 3.22	
漁業支援事業における養殖施設の再建役務(設計 調査、施工監理) (PT.Trans Intra Asia)	18,366,800円	17.10.25 (18.10. 5)	
養殖場再建工事 (MIRAI-YASA JOINT OPERATION)	184,083,367円	*18. 8. 8	
漁業支援事業に係る魚網の供与 (PT.Buntala Bersaudara Darmaja)	63,250,000円	18. 2.27	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
漁業支援事業における漁船エンジン (PT. Buntala Bersaudara Darmaia)	16,700,741円	17.12.22 (18. 2.27)	完了
漁業支援事業における漁船エンジン (ヤマハ発動機株式会社)	9,423,270円	17.12.22 (18. 2.27)	完了
漁業支援事業に係る漁船の供与 (PT. Cartia Boat Indonesia)	58,360,488円	* 18. 8.31	
漁業支援事業に係るアイスプラント建設工事 (PT. Guna Elektro)	110,263,179円	* 18. 6.27 (18.12. 1)	完了
漁業支援事業に係るワークショップ機材 (PT. Kawan Lama Sejahtera)	6,618,900円	18. 2.13	完了
漁業局向けワークショップ用機材 (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	2,411,922円	* 18.11.24	完了
漁獲支援事業に係るワークショップの建設工事 (施工監理) (PT. Bina Karya(Persero))	6,845,000円	18. 2.28	完了
漁獲支援事業に係るワークショップの建設工事 (ランプロー、施工業者) (PT. Piyeung Jaya Perkasa)	8,610,160円	17.12.30 (18. 5.19)	完了
漁業支援事業に係るワークショップの建設工事 (4箇所) (PT. Gasny Halim)	28,267,000円	18. 3.10	完了
小計16件	545,350,074円		
9. 市場復旧整備事業			
市場復旧工事に係わる度量衡機材 (PT. Almega Sejahtera)	24,856,560円	18. 1.30	完了
市場の再建工事(設計調査、施工監理) (PT. Arsi Wastuadi)	28,230,400円	17.12. 7	
市場再建工事パッケージ1(施工業者) (PT. Gasny Halim)	51,456,000円	18. 2. 1 (18. 9.25)	完了
市場再建工事パッケージ2(施工業者) (PT. Alhas Jaya Group)	101,515,000円	* 18. 7. 4	
市場再建工事パッケージ3(施工業者) (PT. Res Karya)	90,568,000円	* 18. 9.11	
小計 5件	296,625,960円		
10. 大学復旧等支援事業			
アラニリ大学向け実験試薬 (PT. Kanbutsu Indonesia)	11,570,749円	18. 1.11 (18. 5.10)	完了
アラニリ大学向け実験試薬 (PT. Delphi Utama)	149,888円	18. 1.11	完了
アラニリ大学向け実験試薬 (PT. Wijaya Karya Intrade)	1,281,269円	18. 1.11	完了
アラニリ大学向け実験試薬 (PT. Delphi Utama Corporation)	7,194,740円	* 18. 5.31 (18. 7. 7)	完了
アラニリ大学向け機材(書籍) (CV. Spektra Anugerahabadi)	2,842,400円	18. 2. 1 (18. 4. 3)	完了
アラニリ大学向け機材(書籍) (PT. Kanbutsu Indonesia)	254,690円	* 18. 5.31	完了
アラニリ大学向け機材(書籍) (CV. Taufiqiyah Saadah)	788,425円	* 18. 5.31	完了
アラニリ大学向け機材(書籍) (PT. Pancacitra Multi Jaya)	417,729円	* 18. 5.31 (18. 7.12)	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
アラニリ大学向け機材 (物理実験機材) (PT. Kanbutsu Indonesia)	12,769,523円	* 18. 4.12	完了
アラニリ大学向け機材 (生物実験機材) (オガワ精機株式会社)	8,370,752円	* 18. 4.14	完了
アラニリ大学向け機材 (発電機) (オガワ精機株式会社)	2,935,550円	* 18. 4.14	完了
アラニリ大学向け機材 (化学実験機材) (株式会社シリウス)	7,744,858円	* 18. 4.17	完了
アラニリ大学向け機材 (情報処理機材) (CV. Nurdina)	11,276,602円	* 18. 4.21	完了
アラニリ大学向け機材 (講義用機材) (CV. Nurdina)	12,309,754円	* 18. 4.21	完了
アラニリ大学向け機材 (教室用備品) (PT. Mega Eltra)	3,804,957円	* 18. 4.24	完了
アラニリ大学向け情報処理機材 (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	20,000,000円	* 18.12.20	完了
アラニリ・シャクアラ大学施設の改修・再建に関する役務 (施工監理) (PT. Arkonin Engineering Manggala Pratama)	15,988,000円	17.12.29	
アラニリ・シャクアラ大学施設の改修・再建工事パッケージ1 (施工業者) (PT. Cahayamurni Dirganusa)	26,000,000円	17.12.29	完了
アラニリ・シャクアラ大学施設の改修・再建工事パッケージ2 (施工業者) (PT. Waskita Karya)	59,674,000円	18. 1.25 (18. 6. 2)	完了
アラニリ・シャクアラ大学施設の改修・再建工事パッケージ3 (施工業者) (PT. Cahayamurni Dirganusa)	88,688,000円	* 18. 7.12	
シャクアラ大学向け機材 (農学部、機械工学部、化学部) (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	73,516,324円	18. 3. 2	完了
シャクアラ大学向け機材 (医学部) (オガワ精機株式会社)	69,500,000円	18. 3. 2	完了
シャクアラ大学向け農学部・医学部用情報処理機材 (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	9,250,629円	* 18.12.26	完了
シャクアラ大学向け農学部用実験機材 (オガワ精機株式会社)	4,837,148円	* 18.12. 5	完了
シャクアラ大学向け救急車 (PT. Kawan Lama Sejahtera)	2,279,189円	* 18.12.22	完了
シャクアラ大学向け教室機材 (PT. Karya Lima Usaha)	804,285円	* 18.12.21	完了
シャクアラ大学向け農学部・医学部用情報処理機材(2) (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	2,828,749円	* 19. 3. 6	
小計27件	457,078,210円		

11. 職業訓練センター支援事業

職業訓練巡回車両 (PT. Gita Vidya Utama)	117,777,415円	18. 2.13 (18. 5.19)	完了
職業訓練センター向け機材 (関東物産株式会社)	102,233,023円	18. 2.14 (18. 7.27)	完了
職業訓練所寄宿舎用機材 (PT. Arsi Rhapido)	3,028,647円	* 18.11.20	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
職業訓練センターの修復・再建工事に係わる役務 (施工監理) (PT.Multi Area Conindo)	4,712,000円	17.12.26	完了
職業訓練センターの修復・再建工事(施工業者) (PT.Hutama Kaya(Persero))	53,148,000円	17.12.28	完了
職業訓練センター向け発電機・MTUトラックガレージ (PT.Mulindo Agung Trikarasa)	8,271,000円	*19. 3. 6	
小計 6件	289,170,085円		
12. イスラム学校等に対する支援事業			
マドラッサ、ペサントレン向け学校機材 (PT.Kanbutsu Indonesia)	84,738,684円	17.10.28	完了
マドラッサ、ペサントレン向け学校機材 (PT.Sari Tiado)	(62,916,000円)	17.10.28	(解除)
マドラッサ、ペサントレン向け学校機材(寮据付 備品類) (PT.Elite Permai Metal Works Ltd.)	60,820,200円	*18. 6.23	完了
マドラッサ向け学校機材(教室機材) (PT.Kanbutsu Indonesia)	86,442,048円	*18. 9. 8	完了
マドラッサ、ペサントレン向け教室機材 (PT.Karya Lima Usaha)	37,999,068円	*18.12.21	
公立学校向け学校機材 (PT.Elite Permai Metal Works Ltd.)	131,948,384円	17.10.28	完了
公立学校向け学校機材 (CV.Mitra Sejati)	7,909,942円	18. 2. 7 (18. 4. 4)	完了
公立学校向け教室機材 (PT.Karya Lima Usaha)	8,795,258円	*18.11.29	
公立学校向け理科実験機材 (PT.Diawa Baru)	5,079,300円	*18.11.30	完了
公立学校向け情報処理機材 (PT.Mulindo Agung Trikarasa)	7,288,200円	*19. 1.15	完了
イスラム学校の修復・再建工事(設計調査、施工 監理) (PT.Multi Area Conindo)	25,143,000円	17.12.26 (18.11.27)	
イスラム学校の修復・再建工事パッケージ1(施 工業者) (PT.Waskita Karya(Persero))	242,107,000円	17.12.26	完了
イスラム学校の修復・再建工事パッケージ2(施 工業者) (PT.Sinarsuci Aneka Candra)	153,887,970円	*18. 7. 7 (19. 1. 5)	
小計12件	852,159,054円		
13. 土地台帳の修復事業			
土地台帳修復に係る凍結乾燥機と関連する役務 (オガワ精機株式会社)	94,373,750円	17. 6.20 (18. 9.30)	
土地台帳修復に係る機材保管施設の工事に関する 役務(施工業者) (PT.Hutama Karya)	11,218,448円	17. 9. 5	完了
土地台帳の修復に係る冷凍倉庫の保管料 (Perum Prasarana Perikanan Samudera Cabang Jakarta)	IDR 346,500,000.00	17. 9.16	完了
土地台帳の修復に係る冷凍倉庫の保管料 (Perum Prasarana Perikanan Samudera Cabang Jakarta)	USD 68,358.18	18. 3.16	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
土地台帳の修復に係る冷凍倉庫の保管料 (Perum Prasarana Perikanan Samudera Cabang Jakarta)	USD 18,344.12	* 18.12.18	完了
土地台帳修復に係わる保管庫 (PT.Elite Permai Metal Works Ltd.)	3,095,625円	17.12.9	完了
土地台帳修復に係わるデジタル化機材 (PT.Equipindo Perkasa)	60,259,016円	17.12.23 (18.1.6) (18.1.30) (18.2.20)	完了
土地台帳修復に係る測定機器及び防護用機材 (PT.Mega Eltra)	5,486,263円	* 18.8.3	完了
土地台帳修復の為の事務用機器・書棚 (PT.Baktiya Utama Kontrolindo)	5,679,000円	* 19.2.27	
小計 9件	180,112,102円 346,500,000.00 IDR 86,702.30 USD		
14.排水施設緊急復旧事業・モデルエリア開発事業			
排水施設復旧事業及びモデルエリア開発事業に係る建設工事（設計調査及び施工監理） (日本工営株式会社)	214,578,100円	18.3.1	
排水施設整備計画（排水路） (PT.Yasa Patria Perkasa)	331,187,540円	* 18.11.21 (19.3.29)	
バンドアチエ市排水事業整備計画ポンプ場（施工業者） (みらい建設工業株式会社)	428,894,997円	* 18.10.19	
排水施設復旧事業（P3 2ポンプ場）に係るコンサルタント役務（施工監理） (株式会社建設技研インターナショナル)	27,979,000円	* 19.3.28	
モデルエリア開発事業における道路整備計画パッケージ1 (PT.Res Karya)	191,819,036円	* 19.1.29	
モデルエリア開発事業における道路整備計画パッケージ2 (PT.Gasny Halim)	119,734,455円	* 19.1.29	
モデルエリア開発事業に係る避難塔建設工事 (PT.Istaka Karya(Persero))	349,114,260円	* 18.7.14	
小計 7件	1,663,307,388円		
15.追加復旧復興事業			
パサールアチエ再建に関する役務（調査・設計・施工監理） (PT.Atelier Enam International)	29,587,375円	* 19.2.26	
護岸復旧工事（施工業者） (PT.Waskita Karya)	147,132,024円	* 19.3.12	
小計 2件	176,719,399円		

注(1) 契約年月日欄の*印は、18年4月以降に契約したものであり、今回の報告で追加されたものである。

注(2) 契約金額計欄のうちUSDは米ドルを、IDRはインドネシアルピアを示す。

別表2 締結された契約の内訳（モルディブ共和国）

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
1. 漁業関連設備整備計画			
無線機（漁業用資機材） (NAMIRA ENGINEERING & TRADING PTE.LTD.)	USD 4,080.00	17. 4.25	完了
GPS、魚網、エンジン、発電機、ポンプ、等 (Jet Companies Pvt.Ltd.)	USD 370,816.00	17. 5.29	完了
漁船用スペアパーツ (Maldives Transport Contracting Company Plc.)	USD 39,477.91	17.10. 6	完了
85ft漁船建造 (Fairline Designs Pvt.Ltd)	(USD) (1,128,267.50)	17.10.23	(解除)
85ft漁船建造 (Fairline Designs Pvt.Ltd)	(USD) (1,259,587.50)	17.12.26	(解除)
85ft漁船建造 (Ocean Rhythm Boat Builders)	USD 699,053.19	* 18. 8.28 (18. 9.12)	
85ft漁船建造 (Southern Craft Maldives Pvt.Ltd)	USD 554,085.60	* 18. 8.31 (18. 9.12)	
85ft漁船建造 (Fairline Designs Pvt.Ltd)	(USD) (752,752.50)	18. 3.13	(解除)
85ft漁船建造 (Ocean Rhythm Boat Builders)	USD 530,143.92	* 18.12.26	
85ft漁船建造 (Southern Craft Maldives Pvt.Ltd)	USD 554,085.60	* 18.12.27	
漁業機材フェーズ2 (Alia Investment Pvt.Ltd.)	USD 89,796.79	17. 8.23	完了
漁業機材フェーズ2 (Alia Investment Pvt.Ltd.)	USD 37,111.68	17.10.23	完了
漁業機材フェーズ2 (Misraab)	USD 12,889.35	17.10.24	完了
小計10件	2,891,540.04 USD		
2. 公共施設・設備整備計画			
ラーム環礁におけるガン島行政合同庁舎及びフォ ナドー島行政事務所の再建及び太陽光整備 (若築建設株式会社)	USD 2,710,000.00	17.11. 2 (18. 3.27) (18. 8.15)	完了
ラーム環礁におけるコースウェイ復旧・再建 (若築建設株式会社)	USD 5,500,000.00	17.11.21	完了
公共インフラ・配電網復旧工事 (Static Company Pvt.Ltd.)	USD 479,693.31	17. 8.10 (18. 3.31) (18. 7.10)	完了
ラーム環礁における下水処理システム整備 (新日本空調株式会社)	USD 1,750,000.00	17.11. 9 (18. 3.28) (18. 8.14)	完了
公共インフラ整備計画（施工監理） (八千代エンジニアリング株式会社)	102,304,000円	17. 7.11	完了
小計 5件	102,304,000円 10,439,693.31 USD		
3. 農業関連機材供与			
農業機材フェーズ1 (Apollo Enterprises Pvt.Limited)	USD 85,384.00	17. 8.23	完了
農業機材フェーズ1 (Jinasena Limited)	USD 252,576.25	17. 8.25	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
農業機材フェーズ2 (Sanco Marine Services Pvt.Ltd)	USD 244,420.00	17. 9.26	完了
農業機材フェーズ2 (オガワ精機株式会社)	USD 189,730.00	17. 9.29	完了
農業機材フェーズ2 (Johs.Gram-Hanssen A/S)	USD 357,455.00	17.10.26	
小計 5件	1,129,565.25 USD		

注(1) 契約年月日欄の*印は、18年4月以降に契約したものであり、今回の報告で追加されたものである。

注(2) 契約金額計欄のうちUSDは米ドルを示す。

別表3 締結された契約の内訳（スリランカ共和国）

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
1.中古バキュームカーの輸送及び高圧洗浄機の購入計画			
中古バキュームカー（9台）の輸送（横浜～コロンボ） (関東物産株式会社)	1,968,608円	17. 2.28 (17. 3.16)	完了
バキュームカースペアパーツ (関東物産株式会社)	5,397,543円	17. 7. 7	完了
高圧洗浄機（9台） (日世貿易株式会社)	2,569,950円	17. 3.14	完了
バキュームカーの保守点検指導及び操作指導のための技術者派遣 (株式会社モリタエコノス)	1,700,000円	17. 3.24	完了
Batticaloaし尿処理施設建設（施工業者） (TEXONE TECHNOLOGIES(Pvt) Ltd.)	LKR 11,419,266.79	17.11.21 (18. 7.31)	
Batticaloaし尿処理施設建設（施工監理） (Ceywater Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR 1,724,400.00	17. 9. 9 (18. 7.31) (19. 1.18)	
Hambantotaし尿処理施設建設（施工業者） (H.M.A. Engineering Construction)	LKR 9,302,172.00	17.11.30	
Hambantotaし尿処理施設建設（施工監理） (Ceywater Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR 552,440.00	17. 9. 9 (18. 5.30) (19. 2. 7)	
小計 8件	11,636,101円 22,998,278.79 LKR		
2.給水車及び貯水タンクの購入計画			
給水車（11台） (Lanka Development Network(Pvt))	LKR 30,943,000.00	17. 3.15 (17. 3.28)	完了
給水タンク（30台） (Plastishells Ltd.)	LKR 986,340.00	17. 3.21	完了
小計 2件	31,929,340.00 LKR		
3.上水道の再整備（水管橋他の整備）			
水管橋修復工事（施工業者） (大成建設株式会社)	LKR 26,195,000.00	17. 8. 8 (18. 5. 2)	完了
水管橋修復工事（施工監理） (Ceywater Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR 2,189,400.00	17. 7.27	完了
水道メーター (Access International(Pvt) Ltd.)	LKR 75,600,000.00	17. 8. 8	完了
水道パイプ (Lanka Development Network (Pvt) Ltd.)	LKR 125,245,876.35	17. 7.28	完了
小計 4件	229,230,276.35 LKR		
4.発電機（100台）購入計画			
発電機（100台） (Mackwoods Limited)	LKR 29,800,000.00	17. 4. 8	完了
発電機の輸送及び設置 (Ceylon Electricity Board)	LKR 6,000,000.00	17. 6.20 (17.12.22) (18. 6.30)	完了
小計 2件	35,800,000.00 LKR		

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
5. 被災者用住宅			
日本・スリランカ友好村（イクバルナガル）建設 （施工業者） (Central Engineering Consultancy Bureau)	LKR 423,616,754.00	17.12.20 (18.10.31)	
日本・スリランカ友好村（ヒジラナガル）建設 （施工業者） (Central Engineering Consultancy Bureau)	LKR 385,239,211.00	17.12.20 (18.10.31)	
日本・スリランカ友好村（イクバルナガル及びヒ ジラナガル）建設（施工監理） (日本工営株式会社)	36,670,000円	17. 9.28	
日本・スリランカ友好村（コネサプリ）建設（施 工業者） (Isuru Engineering(Pte) Ltd.)	LKR 241,049,578.25	17.12.29	
日本・スリランカ友好村（コネサプリ）建設（施 工監理） (日本工営株式会社)	25,500,000円	17.12.26 (19. 1.10)	
小計 5件	62,170,000円 1,049,905,543.25 LKR		
6. 建設用重機械及び既存機械のスペアパーツの購入計画			
建設機械のスペアパーツ (United tractor & Equipment Ltd.)	USD 187,432.34	17. 3. 7	完了
建設機械のスペアパーツ (SENOK Trade Combine Ltd.)	LKR 25,188,600.00	17. 3.14	完了
建設機械のスペアパーツ (Diesel & Motor Engineering Co., Ltd.)	LKR 22,660,148.00	17. 3.22	完了
建設機械（計3台） (United tractor & Equipment Ltd.)	LKR 33,150,000.00	17. 3.15	完了
小計 4件	80,998,748.00 LKR 187,432.34 USD		
7. 橋梁工事計画(Galle-Matara)			
南部橋梁等修復工事（施工監理） (株式会社オリエンタルコンサルタンツ)	48,000,000円	17. 4.20	完了
南部橋梁等修復工事（施工業者） (熊谷組株式会社)	546,000,000円	17. 7.11 (18. 7.25)	完了
東部コースウェイに関する役務（施工監理） (株式会社オリエンタルコンサルタンツ・日本工営株式会社・ 日本技研株式会社JV)	49,886,000円	17. 6. 3	
東部コースウェイ修復工事（施工業者） (株式会社間組)	740,785,147円	17. 7.26 (19. 2.20)	
小計 4件	1,384,671,147円		
8. 警察署建設計画(6箇所)			
Rathgama警察署再建に関する役務（施工業者） (G.V.M.Silva & Sons)	LKR 39,123,723.50	17. 7.25 (18. 2.27) (18. 4.18) (18. 8.18)	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
Rathgama警察署再建に関する役務(施工監理) (Kemna Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR 2,587,888.84	17. 3.21 (17. 7.12) (18. 8. 7)	完了
Dikwella警察署再建に関する役務(施工業者) (G.V.M.Silva & Sons)	LKR 37,890,126.65	17. 7.25 (18. 2.27)	完了
Dikwella警察署再建に関する役務(施工監理) (Arch International(Pvt) Ltd.)	LKR 2,621,008.86	17. 3.21 (17. 7.12) (17.10.24)	完了
Kuchchaveli警察署再建に関する役務(施工業者) (Madhushani Builders)	LKR 4,084,045.54	17. 7.25 (17.12.19) (18.11. 3)	
Kuchchaveli警察署再建に関する役務(施工監理) (Ranjan Nadesapillai Associates)	LKR 1,205,994.01	17. 3.21 (17. 7.12) (17.10.24) (18. 7.13)	
Kirinda警察署再建に関する役務(施工業者) (K.W.S de Silva & Sons)	LKR 15,876,929.30	17. 7.25 (18. 2.27) (18. 5.22)	完了
Kirinda警察署再建に関する役務(施工監理) (Woodrow Steele(Pvt) Ltd.)	LKR 1,133,038.05	17. 3.21 (17. 7.12) (18. 2.27) (18. 5.22)	完了
Kosgoda警察署再建に関する役務(施工業者) (Cibuilro Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR 38,409,381.00	17. 8.30 (18. 2.27)	完了
Kosgoda警察署再建に関する役務(施工監理) (D.H.Wijewardene Associates(Pvt) Ltd.)	LKR 2,623,546.67	17. 3.21 (17. 8.24)	完了
Hikkaduwa警察署再建に関する役務(施工業者) (Gunathilake Constructions(Pvt) Ltd.)	LKR 63,969,789.98	17.12.27	
Hikkaduwa警察署再建に関する役務(施工監理) (Environmental Planning Services(Pvt) Ltd.)	LKR 4,487,885.30	17. 3.21 (17.12.27)	
Ahangama警察署再建に関する役務(施工業者) (Madhushani Builders)	LKR 55,228,671.97	* 18.12.18	
Ahangama警察署再建に関する役務(施工監理) (Ranjan Nadesapillai Associates)	LKR 3,876,007.03	* 18. 7.13 (18.12.18)	
小計14件	273,118,036.70 LKR		
9. 小中学校再建計画(14校)			
Deepankara校再建に関する役務(施工業者) (NUWANI Construction(Pvt) Ltd.)	LKR 22,799,883.00	17. 5.20	完了
Deepankara校再建に関する役務(施工監理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR 1,759,106.25	17. 5.20	完了
Olikulam校及びAnver校再建に関する役務(施工業者) (Squire Mech Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR 144,066,470.08	17.10. 7	
Olikulam校及びAnver校再建に関する役務(施工監理) (Engineering Consultants Limited)	LKR 3,160,000.00	17.10.10	
Puthukudyiruppu校及びSt.Theresa校再建に関する役務(施工業者) (Squire Mech Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR 102,078,953.08	17.10. 7	
Puthukudyiruppu校及びSt.Theresa校再建に関する役務(施工監理) (Engineering Consultants Limited)	LKR 3,100,000.00	17.10.10	
Kudawella校再建に関する役務(施工業者) (NUWANI Construction(Pvt) Ltd.)	LKR 72,704,464.25	17. 9.15	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
Kudawella校再建に関する役務(施工監理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR 2,609,612.50	17. 8.30 (18. 6.19)	完了
Karathive校再建に関する役務(施工業者) (Ranasiha Lanka Construction(Pvt) Ltd.)	LKR 40,264,390.10	17. 9.15	
Karathive校再建に関する役務(施工監理) (Engineering Consultants Limited)	LKR 2,171,500.00	17. 8.30 (18. 6.19)	
Sri Sumangala Boys School 再建に関する役務 (施工業者) (Buildmart Lanka(Pvt) Ltd.)	LKR 317,728,978.36	17.10.31 (18.10.26)	
Sri Sumangala校再建に関する役務(施工監理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR 7,069,100.00	17.10. 7 (18.10.26)	
Kumara Kasyapa校再建に関する役務(施工業者) (Link Engineering Ltd.)	LKR 73,206,358.31	17.11.23 (18.10.25)	
Kumara Kasyapa校再建に関する役務(施工監理) (D.H.Wijewardene Associates(PVT) Ltd.)	LKR 2,955,680.00	17.11.23 (18.10.20) (19. 1.22)	
A/Bahriya Vidyalaya校再建に関する役務(施工 業者) (Ranasiha Lanka Construction(PVT) Ltd.)	LKR 53,276,467.26	17.11.29	
A/Bahriya Vidyalaya校再建に関する役務(施工 監理) (State Engineering Corporation)	LKR 2,537,500.00	17.11.29	
Am/Km/Absan Vidyalaya校再建に関する役務(施 工業者) (Squire Mech Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR 88,006,181.26	17.12.23	
Am/Km/Absan Vidyalaya校再建に関する役務(施 工監理) (Engineering Consultants Limited)	LKR 3,030,000.00	17.12.27	
Payagala North R.C.校再建に関する役務(施工 業者) (Elemech Engineers(Pvt) Ltd.)	LKR 67,571,922.66	17.12.30	
Payagala North R.C.校再建に関する役務(施工 監理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR 1,936,500.00	17.12.26	
Aliyawalai CCTMV校再建に関する役務(施工業 者) (Stephens' Construction(PVT) Ltd.)	LKR 145,093,422.64	18. 3.17	
Aliyawalai CCTMV校再建に関する役務(施工監 理) (Engineering Consultants Limited)	LKR 8,850,000.00	17.12.27	
Devapathiraja校再建に関する役務(施工業者) (Isuru Engineering(Pte)Ltd.)	LKR 283,323,771.25	* 18.11. 7	
Devapathiraja校再建に関する役務(施工監理) (State Engineering Corporation of Sri Lanka)	LKR 5,666,475.42	* 18.10. 4	
小計24件	1,454,966,736.42 LKR		
10. 漁業用資機材購入計画			
コンテナタイプワークショップ (株式会社シリウス)	66,500,000円	17. 6.27	完了
コンテナタイプアイスプラント (Lanka Transformers Ltd.)	LKR 451,687,181.62	17. 7.28	
冷凍車 (伊藤忠商事株式会社)	148,216,320円	17.11.16	完了
漁船補修材料 (U.S.S.Services(PVT) Ltd.)	LKR 31,614,390.00	17. 5.16	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
漁具 (Lipi Lanka Enterprises)	LKR 101,500,000.00	17. 5.20	完了
船外機 (Associated Motor Co.,Ltd.)	LKR 41,962,500.00	17. 5.10	完了
漁船 (Cey-Nor Foundation Ltd.)	LKR 164,196,250.00	17. 4.29 (18. 2. 6)	完了
船外機のスペアパーツ (Associated Motor Co.,Ltd.)	LKR 36,966,428.00	17. 4.21	完了
船外機のスペアパーツ (Nail Marine Ltd.)	LKR 48,315,445.00	17. 4.29	完了
漁船修復 (Cey-Nor Foundation Ltd.)	LKR 12,526,800.00	17. 8. 9	完了
南部漁港修復(施工業者) (五洋建設・若築建設JV)	780,249,753円	17. 9.12 (18. 8. 3)	
南部漁港修復(施工監理) (オール・シーズ・アグリカルチャリス コンサルタンツ株式会社・日本工営株式会社JV)	36,850,000円	17. 7.20 (17.12. 6) (18.10.10)	
日本型訓練船 (ヤマハ発動機株式会社)	44,700,000円	17.10.28	完了
マルチデイ漁船 (Neil Fernando & Co.)	LKR 64,120,000.00	18. 2. 3	
小計14件	1,076,516,073円 952,888,994.62 LKR		
11. 医療関連機材購入計画			
33地方病院機材 (岩谷産業株式会社)	145,727,307円	17. 6.10 (18. 3.31)	完了
回診車 (岩谷産業株式会社)	49,866,000円	17. 6. 6	完了
狂犬病対策機材 (株式会社シリウス)	11,183,000円	17. 6. 6 (17.12.15)	完了
小計 3件	206,776,307円		
12. 津波被災地巡回用車両調達計画			
被災地域巡回用ピックアップトラック (豊田通商株式会社)	117,760,000円	17. 9.22	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックアクセサリ (Toyota Lanka(PVT) Ltd.)	LKR 2,560,000.00	17.10. 5	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックレンタル (Casons Rent-a-Car(PVT) Ltd.)	LKR 5,169,046.00	17.10. 2	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックレンタル (ECD Global(Pvt) Ltd.)	LKR 1,102,040.00	17.10. 2 (17.10.11)	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックレンタル (ECD Global(Pvt) Ltd.)	LKR 7,628,655.00	17.10. 2 (17.10.11)	完了
小計 5件	117,760,000円 16,459,741.00 LKR		
13. 災害時緊急通報用機材調達計画			
災害時緊急通報用機材(サイレン、メガホン) (株式会社シリウス)	LKR 11,355,500.00	* 18. 6.19	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
災害時緊急通報用機材 (ライフジャケット) (ヤマハ発動機株式会社)	LKR 3,950,000.00	* 18. 6.20	完了
小計 2件	15,305,500.00_LKR		
14.地質調査・建設資材強度検査・環境検査用機材調達計画 (18年3月末現在の案件名は住宅等建設検査用機材)			
土質調査機材 (フィールド用) (岩谷産業株式会社)	LKR 29,700,000.00	* 18. 6.29 (18.11.17)	完了
土質・建築材料調査機材 (ATA International)	LKR 21,054,859.64	* 18. 6.30 (18.11.9)	完了
環境調査機材 (伊藤忠商事株式会社)	LKR 2,974,000.00	* 18. 6.28	完了
環境調査機材 (Analytica Scientific Service(Pvt))	LKR 5,022,000.00	* 18. 6.29 (18. 9.13)	完了
小計 4件	58,750,859.64_LKR		

注(1) 契約年月日欄の*印は、18年4月以降に契約したものであり、今回の報告で追加されたものである。

注(2) 契約金額計欄のうちUSDは米ドルを、LKRはスリランカルピーを示す。